

(傍線
. 12 4 -
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

たつては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包第六条 (略) 地域生活課題の解決に資する支援が包第六条 (略)		(地域福祉の推進) 目次 「地域福祉の推進 第一章・第十二章 (略) 第一章・第十二章 (略) 「地域福祉の推進 「地域福祉の推進」	改正案
<ul><li>(名名中) 日本の技術体制の配換を図ることを促進するよう</li></ul>	設	日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次   日次	現

ない。 施策その 他 の関連施策との連携に配慮するよう努めなけ ればなら

3 整備 地 玉 第 及び が 域生活 適 百 正 六 都 課題 条の四 か 道 0 府 円滑に行われるよう、 の解決に資する支援が包括的に提供される体制の 第 は 項に規定する重層的支援体制整備事業その 市 町 村 特 別 区 を含 必要な助言 む 情報の 同 にお

新

(設置

他

 $\mathcal{O}$ 

援助を行

わな

け

ればならな

第十四条 略

2 5

(略

6 福 に関する事務のうち市町 祉 法、 祉 市 法及び知的障害者福祉法に定める援護、 町村の設置する福祉 母子及び父子並びに寡婦福祉法、 村が処理することとされているも に関する事務所は、 老人福祉法、 生活保護法、 育成又は更生の措置

身体障害者

(政

児童福

7 8 略

令で定めるものを除く。

)<br />
をつかさどるところとする。

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務

第百六条の二 支援関係機関に対し、 性を検討するよう努めるとともに、 当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、 資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、 いる環境その他の事情を勘案 行う者を含む。 に掲げる事業を行うもの 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、 ) は、 当該地域生活課題の解決に資する支援を求 当該事業を行うに当たり自らがその解決に (市町村の委託を受けてこれらの事業を Ĺ 支援関係機関による支援の必要 必要があると認めるときは、 その置かれて 次

(設置

第十四条 略

6 祉法、 することとされているもの める援護、 事務所は、 さどるところとする。 市町村 老人福祉法、 (特別区を含む。 育成又は更生の措置に関する事務のうち市町 生活保護法、 身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定 児童福祉法、 以下同じ。 (政令で定めるものを除く。 母子及び父子並びに寡婦福 の設置する福祉に関する 対が処理 をつか

7 8 略

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務

第百六条の二 支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求 性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、 当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、 資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、 いる環境その他の事情を勘案し、 行う者を含む。)は、 に掲げる事業を行うもの 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、 当該事業を行うに当たり自らがその解決に (市町村の委託を受けてこれらの事業を 支援関係機関による支援の必要 その置かれて 次

めるよう努めなけ れ ば ならな

三~五 項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業 母子保健 法 (昭 和 四十年法律第百四十 号) 第 一十二条第一

## (包括的な支援体制の整備

(略

第百 関による、 的な実施その他の各般の措置を通じ、 備 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整 備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極 するよう努めるものとする。 六条の三 地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、 市 町村 は、 次条第一 項に規定する重層的支援体制整 地域住民等及び支援関係機

- る相談に応じ、 等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策 拠点の整備 者に対する支援、 備に関する施策 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関す 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う 支援関係機関に対し、 地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民 必要な情報の提供及び助言を行 地域住民等が相互に交流を図ることができる 協力を求めることができる体制の整 必要に応じ
- 題を解決するために、 する支援を一体的かつ計 相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自 相互の有機的な連携の下、 画的に行う体制の整備に関する施策 その解決に資 地域生活課

2

生労働大臣

は、

次条第

項

規定

する重層的支援体制整備事

その適切かつ

つ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、

有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする

めるよう努め いなけ ればならな

三~五 項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業 母子保健法 (昭 和四十年法律第百四十一 号) 第二

## (包括的な支援体制の整備

第百六条の三 る。 置を通じ、 る支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとす のための相互の協力が円滑に行われ、 地域住民等及び支援関係機関による、 市町村は、 次に掲げる事業の実施その他の各般の 地域生活課題の解決に資す 地域福祉の推進

- て、 る相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、 等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業 拠点の整備 者に対する支援、 備に関する事業 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関す 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う 支援関係機関に対し、 地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民 地域住民等が相互に交流を図ることができる 協力を求めることができる体制の整 必要に応じ
- 2 厚生労働大臣は、 題を解決するために、 立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、 する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自 前項各号に掲げる事業に関 相互の有機的な連携の下、 して、 その その適切か 地域生活課 する事業 解決に資

### (新設)

# (重層的支援体制整備事業)

うことができる。 生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支

- 必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。
  対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のためにすることにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯にに基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施が項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律
- る全ての事業を一体的に行う事業 | 一 | 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者 | 一 | 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者
- でに掲げる事業でに掲げる事業の四十五第二項第一号から第三号ま
- |法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
- 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業
- 宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問によるとの連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問によるとの連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問によるとの連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問によるとのとが表現を表現して、対象と関係機関と民間団体の関係を表現して、対象と対象を表現している。

では場がらなどの事業としております。 では場がらなどの世界というでは、 であかする機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域生活課題の発生の防止を対している。

次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

のうち厚生労働大臣が定めるものイーのでは一个では一人では一人である。

| 法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業 | 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業 |

ニ 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

画的に行う体制を整備する事業
互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相は民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域

行う事業 の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものをの包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるもの他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容そ 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める

援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たつては、「市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支

母子保健法第二十二条第二項に規定する母子健康包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する様センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する母子健康包括支援センターのとする。

- 託することができる。一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委るよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務一体的な実施が確保される。
- 託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職

# (重層的支援体制整備事業実施計画)

という。)を策定するよう努めるものとする。

| 計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」 | 操供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める | 提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める | 提供体制整備事業の | 上、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業の | という。)を策定するよう努めるものとする。

意見を適切に反映するよう努めるものとする。 れを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこ

市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合る市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定す

れたものでなければならない。であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たであつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保た町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村障害的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害

- とする。 れを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものる。 本町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこ
- の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画

(新設)

### (支援会議)

- 2 支援会議は、重層的支援体制整備事業の円滑な実施を図るため で必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日 で必要な情報の交換を行うとともに、地域住民が地域において日

- | 5 | 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理

(新 設)	第百六条の八 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。 一 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額を基礎として、介護保険法第九条第一号被保険者」という。)の年齢階級別の分布状況、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより第三人を観して、政令で定めるところにより第三人を観点して、政令で定めるところにより第三人を観点する要用として政令で定めるところにより第三人を観信事業として行う第百六条の四第二項第三号イに掲げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額が、第一号被保険者の所得の分布状況等を考慮して、政令で定めるところにより、市町村が支弁する費用のうち、重層的支援体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号イ及び第三人は制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号イ及び第三人は制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号不及び第三人は制整備事業として行う第百六条の四第二項に規定する第一人は対象によりに対象を表面に対象を表面によりに対象によりに対象を表面によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに対象を表面によりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに
(新 設)	対する交付金の交付)とする。 重層的支援体制整備事業の実施に要
	ず 事 も な す 項 項 な い

た額 保険者負担率」という。 の百分の五十に相当する額 (次条第) 二号において に百分の五十を加えた率を乗じて得 「特定地域支援事業支援額」という

兀 の四分の三に相当する額 事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した額 体制整備事業として行う第百六条の四第二項第一号ニに掲げる 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、 重層的支援

五. 範囲内で交付する額 めるところにより算定した額の一部に相当する額として予算の 前二号に規定する事業以外の事業に要する費用として政令で定 前条の規定により市町村が支弁する費用のうち、 第 一号及び

第百六条の九 次に掲げる額を合算した額を交付金として交付する。 都道府県は、 政令で定めるところにより、 市町村に

の百分の十二・五に相当する額 前条第一号に規定する政令で定めるところにより算定した額

特定地域支援事業支援額の百分の二十五に相当する額

として当該都道府県の予算の範囲内で交付する額 条第一号及び第三号に規定する事業以外の事業に要する費用と して政令で定めるところにより算定した額の 第百六条の七の規定により市町村が支弁する費用のうち、 部に相当する額 前

(市町村の 般会計 への繰入れ

第百六条の十 り入れなければならない。 険法第三条第<sup>-</sup> より算定した額の合計額を、 市町村は、 一項の介護保険に関する特別会計から一般会計に繰 当該市町村について次に定めるところに 政令で定めるところにより、 介護保

(新設)

第百六条の八第一号に規定する政令で定めるところにより算

(新設)

より算定した額を控除した額定した額の百分の五十五に相当する額から同条第二号の規定に

た率を乗じて得た額に相当する額定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得定した額に百分の五十から第二号被保険者負担率を控除して得

(重層的支援体制整備事業と介護保険法等との調整)

第百 とする。 項第一号イ及び第三号ロに掲げる事業に要する費用を除く。 重層的支援体制整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第一 掲げる事業に要する費用を除く。 おいて同じ。 重層的支援体制整備事業」という。 第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業 第百二十三条第三項及び第四項の規定の適用については、 百二十二条の二第一項中「費用」とあるのは「費用(社会福祉法 における介護保険法第百二十二条の二(第三項を除く。 六条の十 ) | |と 市町村が重層的支援体制整備事業を実施する場合 同条第四項中 次項及び第百二十三条第三項に )として行う同項第三号イに 「費用」とあるのは 。 以 下 費用 同法第 並びに

| で要する費用を除く。)」とする。 | 本制整備事業として行う同項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業 | 本制整備事業として行う同項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業 | 本制整備事業として行う同項第一会の四第二項に規定する重層的支援 | 本制整備事業として行う同項第一号ロ及び第三号ハに掲げる事業 | 本制整備事業と実施する場合における障害 | 本制を表表している。

項に規定する重層的支援体制整備事業として行う同項第一号ハ及号中「費用」とあるのは、「費用(社会福祉法第百六条の四第二も・子育て支援法第六十五条の規定の適用については、同条第六十五条の規定の適用については、同条第六

新設)

4 費用 び 額を除く。 げる事業に要する費用として政令で定めるところにより算定した 整備事業として行う社会福祉法第百六条の四第一 第十五条第 整備事業 木 同項 第三 事業として行う事業の実施に要する費用を除く。 同 適用に 窮 市 法第 者自立支援 町 (社会福祉法第百六条の四第1 一号ニに掲げる事業に要する費用を除く。 第 村 が 以 )」とする。 いて 四条中 号二に掲げる事業の実施に要する費用を除く。 重 項第 層的支援体制整備事業を実施する場合における生活 下 は 法第十二 重層的支援体制整備事業」 号中 費用」 同法第十二 条 額 とあるの 第 一条第 とあるのは 十四条及び第 |項に規定する重層的支援体制 は 号中 「費用 額 という。 「費用」 十五条第 (重層的支援体制整 一項第 (重層的支援体制 とあるの とする。 一号ニに掲 بح として行 項 の規定 同法 は

(市町村地域福祉計画

う。)を策定するよう努めるものとする。 る事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」とい第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げ

一~四 (略)

の整備に関する事項 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制

2·3 (略

(都道府県地域福祉支援計画)

「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるに関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために

(市町村地域福祉計画

う。)を策定するよう努めるものとする。 る事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」とい第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げ

一~四 (略)

に掲げる事業に関する事項 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号

2·3 (略)

(都道府県地域福祉支援計画)

「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるに関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援第百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために

第百三十条の七 (略) 第	二 第百六条の六第五項の規定に違反して秘密を漏らした者 第百六条の四第五項の規定に違反して秘密を漏らした者懲役又は百万円以下の罰金に処する。	第百三十条の六 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の	2・3 (略) 2・3 (を) 2・3	
第百三十条の六 (略)		(新設)	2・3 (略) 支援に関する事項	五、市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の一〜四 (略)ものとする。

 $\bigcirc$ 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)(抄) (第二条関係) 【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(傍線の部分は改正部分)

(略) (略) (略)	日から五年を経過しない者(第百二十八条第一号ニ及び第三号号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなつた法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この法の関しによる不当な行為の防止等に関する法律(平成三年一〜五 (略)	第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。(評議員の資格等)   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	章章節節節節節節	第十一章 社会福祉連携推進法人第一章~第十章 (略)    目次	改正案
2~5 (略)	(新設) (略)	第四十条 次に掲げる者は、評議員となることができない。(評議員の資格等)	第十二章 罰則(第百三十条の二―第百三十四条)第十一章 雑則(第百二十五条―第百三十条)	第一章~第十章 (略)	現
		議員と	の二―第百三十四の二―第百三十条)		

## (吸収合併契約)

第四十 をいう。 権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるもの 祉 目において という。 会福祉法人(以下この目において「吸収合併存続社会福祉法人」 をする場合には、 所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。 法人とする合併であ 九条 以下この目及び第百六十五条第十 及び吸収合併により消滅する社会福祉法人(以下この 社会福祉 「吸収合併消滅社会福祉法人」という。 吸収合併契約において、 法 つて、 人が吸収合併 合併により消滅する社会福祉! (社会福祉法人が他 吸収合併後存続する社 一号において同じ。 の名称及び の社会福 法 人の

### 新設合併契約

第五十四条の五 るも 福祉法人がする合併であ を定めなければならない。  $\mathcal{O}$ 権利義務 )をする場合には、 のをいう。 の全部を合併により設立する社会福祉法人に承継させ 二以上の社会福祉法人が新設合併 以下この目及び第百六十五条第十 って、 新設合併契約において、 合併により消滅する社会福祉法人 次に掲げる事項 一号において同 (二以上の社会

~四 (略

第十一章 社会福祉連携推進法人

第一節 認定等

社

会福

祉

連

携

推

進法

人の

百 十七条各号に掲げる基準に適合する一般社団法人であることにつ 進業 + Ŧī. 務 条 次 こいう 掲 げ る業務 を行おうとする 以 下  $\mathcal{O}$ 章 般社団法 お 7 人は 社 会福祉連

## (吸収合併契約)

第四 をいう。以下この目及び第百三十三条第十一号において同じ。) 祉法人とする合併であつて、 住所その他厚生労働省令で定める事項を定めなければならない。 目において「吸収合併消滅社会福祉法人」という。)の名称及び という。)及び吸収合併により消滅する社会福祉法人(以下この 会福祉法人(以下この目において「吸収合併存続社会福祉法人」 をする場合には、 権利義務の全部を合併後存続する社会福祉法人に承継させるもの 一十九条 社会福祉法人が吸収合併 吸収合併契約において、吸収合併後存続する社 合併により消滅する社会福祉 (社会福祉法人が他 の社会福 法人の

## (新設合併契約)

一~四 (略)

(新設)

(新設)

-いての所轄庁の認定を受けることができる。

の支援 の支援 る福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するため 者に限る。次号、第五号及び第六号において同じ。)が提供する る福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するため の支援

|を図るための支援|| 社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有

援として厚生労働省令で定めるもの福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支福祉事業に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための支

びその資質の向上を図るための研修

社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及

ハ 社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給

(認定申請)

で定める書類を添えてしなければならない。
した申請書に、定款、社会福祉連携推進方針その他厚生労働省令機認定」という。)の申請は、厚生労働省令で定める事項を記載第百二十六条 前条の認定(以下この章において「社会福祉連携推

ければならない。 2 前項の社会福祉連携推進方針には、次に掲げる事項を記載しな

社員の氏名又は名称

一士公司・正事ののでは、一士公司・正本ののでは、一士公司・正本のでは、「大きない」という。

社会福祉連携推進業務を実施する区域

三 社会福祉連携推進業務の内容

他厚生労働省令で定める事項がる業務により支援を受けようとする社員及び支援の内容その四がの業務四号に掲げる業務を行おうとする場合には、同号に掲

新設

### (新設

## (認定の基準)

- について社会福祉連携推進認定をすることができる。社団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人界百二十七条 所轄庁は、社会福祉連携推進認定の申請をした一般
- 目的であること。
  世供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる
  提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資することが主たる
  を推進し、並びに地域における良質かつ適切な福祉サービスの
  との設立の目的について、社員の社会福祉に係る業務の連携
- び能力並びに財産的基礎を有するものであること。
  二 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実に行うに足りる知識及
- ものであること。差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないが、社員の資格の得喪に関して、第一号の目的に照らし、不当に
- 載し、又は記録していること。第十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記定款において、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

Ŧī.

- 労働省令で定める社員の議決権に関する事項行使することができる事項、議決権の行使の条件その他厚生社員が社員総会において行使できる議決権の数、議決権を
- 役員について、次に掲げる事項
- ② 理事のうちに、各理事について、その配 理事六人以上及び監事二人以上を置く旨
- 以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関理事のうちに、各理事について、その配偶者又は三親等

一を超えて含まれないこととする旨働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分のほその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労係がある者が三人を超えて含まれず、並びに当該理事並び

- 係がある者が含まれないこととする旨 以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関 監事のうちに、各役員について、その配偶者又は三親等
- 代表理事を一人置く旨
- 理事会を置く旨及びその理事会に関する事項
- においては、次に掲げる事項その事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人
- (1) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保 国事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保
- | 他厚生労働省令で定める事項 | 会計監査人を置く旨及び会計監査人が監査する事項その
- 成員の選任及び解任の方法社会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構大会福祉連携推進評議会」という。)を置く旨並びにその構大のであります。
- ② 当該一般社団法人がトの承認をするに当たり、必要があ

 $\vdash$ (3)法人その他 は次条第 認定の取消しの処分の日から一月以内に国、 るときは、これに相当する額の財産を当該社会福祉連携推進 条第二項に規定する社会福祉連携推進目的取得財産残額があ 員が当該社会福祉法人の予算の決定又は変更その他厚生労働 推進認定の取消しの処分を受けた場合において、 省令で定める事項を決定するに当たつては、 いう。 解散に関する事項 会計に関する事項 第百一 ときは、 務の実施の状況について評価を行い ると認めるときは 定款の変更に関する事項 清算をする場合において残余財産を国等に帰属させる旨 第百四十五条第一項又は第二項の規定による社会福祉連携 べることができるものであること。 資産に関する事項 できるものであること。 般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨 社会福祉連携推進方針に照らし、 一十五条第四号の支援を受ける社会福祉法人である社 に贈与する旨 号イに規定する社会福祉連携推進法人 社員総会及び理事会において意見を述べることが の厚生労働省令で定める者 社員総会及び理事会において意見を述 当該 (ヲにおいて「国等」 必要があると認める 地方公共団体又 あらかじめ、 般社団法人の業

第百四十六

社会福祉

(欠格事由

するものであること。

行うために必要なものとして厚生労働省令で定める要件に該当

前各号に掲げるもののほか

社会福祉連携推進業務を適切に

- るもの その理事及び監事のうちに、 次のいずれかに該当する者があ
- その取消しの日から五年を経過しないもの 連携推進法人」という。 に当該社会福祉連携推進法人の業務を行う理事であつた者で の規定により社会福祉連携推進認定を取り消された場合にお 社会福祉連携推進認定を受けた一般社団法人(以下この章 第百五十五条第 その取消しの原因となった事実があった日以前一年内 項及び第百六十五条において「社会福祉 が第百四十五条第 項又は第二項
- 又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない の規定により罰金以上の刑に処せられ、 この法律その他社会福祉に関する法律で政令で定めるもの (ハに該当する者を除く。 その執行を終わり、
- の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 暴力団員等 禁錮以上の刑に処せられ、 その刑の執行を終わり、 又は刑
- 進認定を取り消され、 第百四十五条第一 項又は第二項の規定により社会福祉連携推 その取消しの日から五年を経過しないも
- 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

(認定の通知及び公示)

第百一 通知するとともに、 生労働省令で定めるところにより、 一十九条 所轄庁は、 公示しなければならない。 社会福祉連携推進認定をしたときは、 その旨をその申請をした者に 厚

(新設)

新     新       設     新       設	(新 設) (新 設)	2 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進業務を行うに当た務の連携の推進及びその運営の透明性の確保を図り、地域における良質かつ適切な福祉サービスの提供及び社会福祉法人の経営基盤の強化に資する役割を積極的に果たすよう努めなければならない。 (社会福祉連携推進法人の業務運営)	第二節 業務運営等	福祉法人」とあるのは、「もの」と読み替えるものとする。の及び第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会について準用する。この場合において、同条第一項第二号中「も(準用)	用してはならない。  - 連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使連携推進法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使る。  - 社会福祉連携推進法人は、不正の目的をもつて、他の社会福祉ではならない。		、社会福祉連携推進	推
±r		(新 設)	(新	(新 設)				(新 設)

り、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令でり、当該一般社団法人の社員、理事、監事、職員その他の政令でければならない。

□ 社会福祉連携推進法人は、社会福祉事業を行うことができない

### (社員の義務)

(委託募集の特例等)

(新設)

(新設)

| 3 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出が

条第一 読み替えるものとする。 者の募集の業務の廃止を命じ はこ 福祉法第百三十四条第二項の規定による届出をして労働者の募集 する報酬 定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対 出をして労働者の募集に従事する者について、 に従事しようとする者」と、 四 つた場合について 一条の二 いて、 項及び第一 の項において準用する同条第二 一項中 第三十九条、  $\mathcal{O}$ それぞれ準用する。 供与につ 「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは 第四十 一項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届 いて 第四十 八条の三 同法第五条の三第 同法第五十条第三項及び第四項の規定 第 条第一 同法第四十一条第二項中 この場合において、 又は期間」とあるのは 項、 項 一項に規定する職権を行う場合 第四十八条の四 第四 項及び第四 十二条第 同法第四十条の規 同法第三十七 頃 「当該労働 「期間」 項 第五十条 第五条 「社会 第四

4 いう。 四条第一 用者以外の者に与えようとする」と、 する募集受託者をいう。 者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被 する場合における職業安定法第三十六条第1 三の規定の適用については、 社会福祉連携推進法人が第 次項」とする。 一項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者を 同項」 同項中「前項の」とあるのは とあるのは 項に規定する募集に従事しようと 同条中 一項及び第四十二条の 社会福祉法第百三十 「第三十九条に規定 被用

(新設)

第

百三十五条

公共職業安定所は、

前条第一

一項の規定による届出を

て労働者

の募集に従事する社会福祉連携推進法人に対して

該募集が効果的

か

適切に実施さ

れるよう

雇用情報及び職業に

、内容又は方法について指導を行うものとする。

する調査研究の成果を提供し

か

これらに基づき当該募集

## 評価の結果の公表等)

らない。
の社会福祉連携推進評議会による評価の結果を公表しなければな第百三十六条 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号へ③

(新設)

連携推進評議会による意見を尊重するものとする。 社会福祉連携推進法人は、第百二十七条第五号へ③の社会福祉

(社会福祉連携推進目的事業財産)

の限りでない。

の限りでない。

やだし、厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、これ連携推進業務を行うために使用し、又は処分しなければならな第百三十七条

社会福祉連携推進法人は、次に掲げる財産を社会福

旨を定めたものを除く。)
寄附をした者が社会福祉連携推進業務以外のために使用すべき
社会福祉連携推進認定を受けた日以後に寄附を受けた財産(

のために使用すべき旨を定めたものを除く。)その他の財産(財産を交付した者が社会福祉連携推進業務以外二、社会福祉連携推進認定を受けた日以後に交付を受けた補助金

推進業務に係る活動の対価として得た財産
三 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行つた社会福祉連携

合を乗じて得た額に相当する財産
推進業務以外の業務から生じた収益に厚生労働省令で定める割四 社会福祉連携推進認定を受けた日以後に行つた社会福祉連携

て同日以後に厚生労働省令で定める方法により社会福祉連携推六 社会福祉連携推進認定を受けた日の前に取得した財産であつ五 前各号に掲げる財産を支出することにより取得した財産

進業務の用に供するものである旨を表示した財産

## (計算書類等)

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同連携推進法人の計算について準用する。この場合において、次の第四十五条の三十四及び第四十五条の三十五の規定は、社会福祉第百三十八条 第四十五条の二十三、第四十五条の三十二第四項、

<u> </u>		した日	
	当該日	当該成立	
	携推進認定を受けた日	立した日	可項
	六条第一項に規定する社会福祉連	法人が成	の三十四第
	社会福祉連携推進法人が第百二十	社会福祉	第四十五条
<u> </u>	う。次号において同じ。)		
	は、会計監査報告を含む。)をい		
	計監査人を設置する場合にあつて		
	の附属明細書並びに監査報告(会		四項第一号
	算書類及び事業報告並びにこれら	等	の三十二第
	計算書類等(各事業年度に係る計	計算書類	第四十五条
<u> </u>			項
			三十四第四
			四十五条の
			四項及び第
			の三十二第
	社員	評議員	第四十五条

- した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。 その定款の内容が法令の規定に違反していないかどうか等を審査 認定所轄庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、
- 届け出なければならない。 に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を認定所轄庁に は会福祉連携推進法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項
- とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。 の閲覧について準用する。この場合において、同項中「評議員」 第三十四条の二第三項の規定は、社会福祉連携推進法人の定款

# 、社会福祉連携推進方針の変更)

<u>い。</u> 更しようとするときは、認定所轄庁の認定を受けなければならな 第百四十条 社会福祉連携推進法人は、社会福祉連携推進方針を変

## 第三節 解散及び清算

第百四十 する。 法律第百四十八条各号」 は第五号」 での規定は、 六第四項及び第五項並びに第四十七条の四から第四十七条の六ま (第百三十九条第 この場合において 条 とあるの 社会福祉連携推進法人の解散及び清算について準用 第四十六条第三 項に規定する認定所轄庁をいう。 は と 般社団法人及び 第四十六条第三項中 項 所轄 第四十六条の二、 产 とあるのは 般財団法人に関する 第 第四十六条の 項第二号又 認定所轄庁 第四十六条

の六第四項及び第五項並びに第四十七条の五において同じ。)」

(新設)

(新設)

2 第百四十三条 第百四十二条 は 項に規定する認定所轄庁をいう。)」と、 計監査人について準用する。 み替えるものとする。 4 で定めた社会福祉連携推進法人の役員の員数又は代表理事が欠け 定時評議員会」とあるのは けなければ 検査役」 人に関する法律第二百十六条」 に第四十五条の七の規定は、 (役員等に欠員を生じた場合の措置等) 代表理事 第四十 (轄庁) 法人に関 社会福 一項中 同条中 第四十六条の六第四項及び第五項並びに第四十七条の五中「 時役員又は代表理事」と読み替えるものとする。 第四節 と読み替えるものとする」とあるのは とあるの 祉連携推進法人の監事に関する 六条の十三」 「所轄庁」とあるのは「認定所轄庁(第百三十九条第 前項に規定する」とあるのは する法律第百条の規定の適用に の選定及び解職) 「清算人及び監事」とあるのは、 第四十五条、 その効力を生じない。 代表理事の選定及び解職 監督等 は とあるのは 認定所轄庁」 第四十五条の六第二項及び第三項並び この場合において、 社会福祉連携推進法人の役員及び会 定時社員総会」と、 と と 準用する。 般社団法人及び は 第四十七条の六第二 「この法律若しくは定款 般社団法人及び 認定所轄庁の認可を受 ついては、 「一時役員」とあるの 「社会福祉法人及び 「準用する」と読 この場合におい 第四十五条中 第四十五条の六 同条中 般財団法 項中 般財 理

(新設)

(新設)

(新設)

(理事会設置

般社団法人にあっ

ては

理事会)

」とあるのは

社員

社会福祉法第百三十九条第一項に規定する認定所轄庁、

### (監督等)

	条	
	並びに前	
	九項まで	
項	項から第	の二第二項
、第四項から第七項まで及び第九	及び第四	第五十七条
		四項
		九条の二第
		びに第五十
		五十九条並
		条の二、第
		、第五十七
		び第十一項
		、第九項及
		第七項まで
		第四項から
認定所轄庁	所轄庁	第五十六条
下同じ。)		
に規定する認定所轄庁をいう。以		第一項
認定所轄庁(第百三十九条第一項	所轄庁	第五十六条

		第五十九条	第二号	の二第一項	第五十九条						第一号	の二第一項	第五十九条		第二号	第五十九条		第一号	第五十九条
たおいて が現 において		前項前段	五第二項	条の三十	第四十五	項	同条第四	六第二項	条の三十	第四十五	若しくは	条第一項	第三十一	四第二項	条の三十	第四十五	二第一項	条の三十	第四十五
認定所轄庁	な統計その他の資料の作成あるものを除く。)の活動の状況をの他の厚生労働省令で定める事での他の厚生労働省令で定める事			する第四十五条の三十五第二項	第百三十八条第一項において準用		同条第三項						第百三十九条第一項		する第四十五条の三十四第二項	第百三十八条第一項において準用		関する法律第百二十九条第一項	一般社団法人及び一般財団法人に

同じ。

# (社会福祉連携推進認定の取消し)

- 一第百二十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

- かに適合しなくなつたとき。 第百二十七条各号(第五号を除く。) に掲げる基準のいずれ
- 申請があつたとき。 社会福祉連携推進法人から社会福祉連携推進認定の取消しの
- 処分に違反したとき。この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく
- 3 認定所轄庁は、前二項の規定により社会福祉連携推進認定を取
- 4 第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定を取り消とみなす。
- 定所轄庁が第一項又は第二項の規定により社会福祉連携推進認定八年法律第四十九号)第二十九条第六項及び第七項の規定は、認5 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十

(新<sub>設</sub>)

六項中 庁は、 あるの を取り消した場合につ と読み替えるものとする。 は 同法第百二十六条第 行 政庁 社会福祉法第百三 は 第 いて準用する。 項又は第一 項に規定する社会福祉連携推進認定 一十九条第 項 この場合において の規定による公益認定」 項に規定する認定所轄 同条第

(社会福祉連携推進認定の取消しに伴う贈与)

第

推進目的取得財産残額の ら受ける旨の書面による契約が成立したものとみなす。 連携推進目的取得財産残額に相当する額の金銭について、 場合において、 百 福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に当該社会福祉連携 しを受けた法人 に規定する定款で定める贈与を当該社会福祉連携推進認定の取消 福祉連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る に規定する定款で定める贈与に係る書面による契約が成立した場 面による契約が成立しないときは、 四十六条 当該社会福祉連携推進認定の取消しの日から一月以内に社会 おける残余の部分についても、 認定所轄庁が社会福祉連携推進認定の取消しをした 第百二十七条第五号ルに規定する定款の定めに従 (第四項において 部に相当する額の財産について同号ル 「認定取消法人」という。 同様とする。 認定所轄庁が当該社会福祉 当該社会 同号ル

の合計額から第三号に掲げる額を控除して得た額をいう。掲げる財産から第二号に掲げる財産を除外した残余の財産の価額前項の「社会福祉連携推進目的取得財産残額」とは、第一号に

2

この項において同じ。)
進目的事業財産(第百三十七条各号に掲げる財産をいう。以下
地目的事業財産(第百三十七条各号に掲げる財産をいう。以下

日以後に社会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡当該社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた

新設)

# した社会福祉連携推進目的事業財産

- 公課の支払その他厚生労働省令で定めるものの額の合計額び同日以後に社会福祉連携推進業務の実施に伴い負担した公租会福祉連携推進業務を行うために費消し、又は譲渡したもの及会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進認定を受けた日以後に社会に対している。
- で定める。
  の算定の細目その他その算定に関し必要な事項は、厚生労働省令の算定の細目その他その算定に関し必要な事項は、厚生労働省令
- 5 4 金銭の贈与に係る契約が成立した旨を通知しなければならない。 社会福祉連携推進目的取得財産残額又はその 第 項の規定により算定した社会福祉連携推進目的取得財産残額及び 款の定めを変更することができない 社会福祉連携推進法人は、 認定所轄庁は、 項の規定により当該認定取消法人と認定所轄庁との間に当該 第 項の場合には、 第百二十七条第五号ルに規定する定 認定取消法人に対し、 部に相当する額の 前

## 第五節 雑則

(新設)

(新設)

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の適用除外)

び第三項、第百二十八条並びに第五章の規定は、適用しない。び一般財団法人に関する法律第五条第一項、第六十七条第一項及第百四十七条 社会福祉連携推進法人については、一般社団法人及

(政令及び厚生労働省令への委任)

百三十九条第一項及び第百四十二条の認可の申請に関し必要な事及び社会福祉連携推進法人の監督に関し必要な事項は政令で、第第百四十八条。この章に定めるもののほか、社会福祉連携推進認定

項は厚生労働省令で、それぞれ定める。

## 第十二章 雑則

# 第百四十九条~第百五十四条 (略)

## 第十三章 罰則

若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。社連携推進法人に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役目的で、その任務に背く行為をし、当該社会福祉法人又は社会福文は社会福祉法人若しくは社会福祉連携推進法人に損害を加える第百五十五条、次に掲げる者が、自己若しくは第三者の利益を図り

## 一・二 (略)

事長の職務を行うべき者む。)の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理む。)の規定により選任された一時評議員、理事、監事又は理十七第三項及び第百四十三条第一項において準用する場合を含二 第四十二条第二項又は第四十五条の六第二項(第四十五条の

## 2·3 (略

ときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をした第百五十六条。次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を受

### 一 (略)

選任された一時会計監査人の職務を行うべき者四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により二 社会福祉法人の会計監査人又は第四十五条の六第三項 (第百

## 2·3 (略

## 第十一章 雑則

# 第百二十五条~第百三十条 (略)

## 第十二章 罰則

## 一·二 (略)

された一時評議員、理事、監事又は理事長の職務を行うべき者十七第三項において準用する場合を含む。)の規定により選任二 第四十二条第二項又は第四十五条の六第二項(第四十五条の

## 2 · 3 (略)

たときは、五年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。受けて、財産上の利益を収受し、又はその要求若しくは約束をし第百三十条の三次に掲げる者が、その職務に関し、不正の請託を

### (略)

た一時会計監査人の職務を行うべき者 二 会計監査人又は第四十五条の六第三項の規定により選任され

### (略)

2

第百 1 てこれらの罪を犯した者にも適用する。 五十七条 第百五十五条及び前条第一項の罪は、 日本国外にお

2 略

第百五十八条 監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者に対して適用する ときは、 同項の規定は、 第百五十 六条第 その行為をした会計監査人又は一時会計 項第二号に掲げる者が法人である

第百五十九条 行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当該違反

第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、 第百六条の四第五項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第四十一条 第百六条の六第五項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。 労働者の募

第百六十条 略

集に従事したとき

第百六十 る。 行為をした者は、 一 条 次の各号のいずれかに該当する場合には 六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す 当該違反

- を行つたとき。 第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業
- 会福祉事業を経営したとき。 第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社

第百三十条の四 においてこれらの罪を犯した者にも適用する。 第百三十条の二及び前条第一項の罪は、 日本国 外

2

第百三十条の五 する。 会計監査人の職務を行うべき者の職務を行うべき者に対して適用 あるときは、 同項の規定は、 第百三十条の三第 その行為をした会計監査人又は一時 一項第二号に掲げる者が法人で

第百三十条の六 懲役又は百万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 一年以下の

第百六条の六第五項の規定に違反して秘密を漏らした者 第百六条の四第五項の規定に違反して秘密を漏らした者

(新設)

第百三十条の七 略

第百三十一条 役又は五十万円以下の罰金に処する。 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲

を行つた者 第五十七条に規定する停止命令に違反して引き続きその事業

会福祉事業を経営した者 第六十二条第二項又は第六十七条第二項の規定に違反して社

第百六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人	第一項の規定に違反して秘密を漏らしたとき。 三 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十一条したとき。	二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。 第百三十四条第三項において準用する職業安定法第五十条第	行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第百六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反	又は第四十条の規定に違反したとき。	募集に従事したとき。 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す   行為をした者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す   第百六十二条    次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反	ず、引き続きその社会福祉事業を経営したとき。若しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわら制限若しくは停止の命令に違反したとき又は第七十二条第一項条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する三 第七十二条第一項から第三項まで(これらの規定を第七十三
第百三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人			(新設)			(新設)	、引き続きその社会福祉事業を経営した者しくは第二項の規定により許可を取り消されたにもかかわらず制限若しくは停止の命令に違反した者又は第七十二条第一項若条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する三 第七十二条第一項から第三項まで(これらの規定を第七十三

、その法人又はその人に対しても各本条の罰金刑を科する。第三号又は前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその他の従業者が、その法人又は人の事業に関し、第百五十九条

第百六十 き者は、 限りでない。 事若しくは する一 員の職務を行うべき者若しくは第百五十六条第 監事の職務を行うべき者、 に処する。 する第四十五条の六第二項の規定により選任された一時理事 くは監事の職務を代行する者、 同法第五十六条に規定する仮処分命令により選任された理事若し の職務を行うべき者、 定する一時評議員、 くは清算人の職務を代行する者、 に規定する仮処分命令により選任された評議員、 しくはその職務を行うべき社員、 三十七条第一 任された 寸 事 法 同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の 項 五条 事 時会計監査人の職務を行うべき者又は社会福祉連携推進法 次のいずれかに該当する場合には、 に関する法律第三 に 監事若しく 監事 時会計監査人の職務を行うべき者若しくは同法第三百 おい 代 項第一 社会福: 表理事の職務を行うべき者 て準用する第四十五条の六第三項の規定により選 会計監査人若しくはその職務を行うべき社員、 一号に規定する一 理事、 その行為について刑を科すべきときは、 は代表理事の職務を行うべ 祉法人の評議員 同項第五号に規定する一時清算法人の評議 百三 同項第四号に規定する一時代表清算人 監事若しくは理事長の職務を行うべき 第百四十三条第一項において準用 十四条第 清算人、民事保全法第五十六条 第百五十五条第一項第三号に規 時会計監査人の 理事、 項第六号に規定する 二十万円以下の過料 監事、 般社団法人及び き者 理事、 項第二号に規定 職務を行うべ 会計監查人若 第百四十三 監事若し

第百三十三条 議員、 すべきときは、この限りでない。 二十万円以下の過料に処する。 うべき者又は第百三十条の三第一項第二号に規定する一時会計監 行うべき者、 査人の職務を行うべき者は、 べき者、同項第五号に規定する一時清算法人の評議員の職務を行 項第三号に規定する一時清算人若しくは清算法人の監事の 務を代行する者、 を行うべき社員、清算人、民事保全法第五十六条に規定する仮処 分命令により選任された評議員、 理事、 同項第四号に規定する一時代表清算人の職務を行う 監事若しくは理事長の職務を行うべき者、 評議員、 第百三十条の二第一項第三号に規定する一時評 理事、 次のいずれかに該当する場合には、 監事、 ただし、 理事、 会計監査人若しくはその その行為について刑を科 監事若しくは清算人の職 同条第二 職務を 職

一·二 (略)

(略

三項、 律第百. 項において準用する一 四条第一 0) で定める方法により表示したものの閲覧若しくは謄写又は書類 しくは第五十四条の十一 は 第四 甪 項 四十 交付を拒んだとき。 的方法により提供すること若しくはその事項を記載した書面 謄本若しくは抄本の お 第三十 書類若しくは電磁的記録に記録された事項を厚生労働省令 第四十五条の三十四第三項 第四十 九十四条第三 第四十六条の二十六第二項、 る場合 項 五条の十 7 項 準用 兀 (第百三十八条第 条 の二第 第五十四条の四第三項、 する場合を含む。 を含む。 五. 五第 条の二十五、 一項の規定に違反して、 二項若しくは第三項 一項若しくは第三項 交付、 般社団法人及び一般財団法人に関する法 第三項の規定又は第四十五条の九第十 第四十六条の二十第二項若しくは第 項に 電磁的記録に記録された事項を電 第四十五条の三十二第三項若しく (第百三十八条第 お 第五十 第四十五条の十 いて準用する場合を含む。 第五十四条の七第 (第百 正当な理 第四十五条の十九第 一条第二項、 三十九条第四 由がな 項において 一第四項 第五十 二項若 いの 項

違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。四(第四十五条の三十六第四項又は第百三十九条第三項の規定に

五 (略)

しくは第一 第四十· 項、 第三十四条の二第 て準用する一 五. お 第四十 十 六条 て準 四条の十 第 項、 五. 十四条 の二十六第 用 五条の十五第 第四 する場合を含む。 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 第一 の四 + 項、 五. 二項の規定又は第四十 第 条の三十四第 項、 第四十五条の十 二項、 項、 第五十 第四十 第五十四 第四十六条の二十第一 一条第一 項 五条の三十二 [条の七第 -五条の (第百三十八 第 項、 一項若しくは第 九第十項に 第五十四条 第 項若しく 八条第 項若 項

> $\equiv$ 事項を厚生労働省令で定める方法により表示したものの閲覧若 正当な理由がないのに、 第四十五条の 兀 事 記録された事項を電磁的方法により提供すること若しくはその しくは謄写又は書類の謄本若しくは抄本の交付、 財団法人に関する法律第百九十四条第三項の規定に違 十第二項若しくは第三項、 若しくは第四 十四条の七第二項若しくは第五十四条の十一第三項の規定又は 一条第二項、 十九第三項 項 項、 第三十四 を記載 第四十五条の十五第二項若しくは第三項、 条の二第二項 項、 た書面の交付を拒んだとき。 九第十項において準用する一 第五十四条第二項、 第四十五条の二十五、 第四十五条の三十四第三項、 、若しくは第三項、 書類若しくは電磁的記録に記録された 第四十六条の二十六第二項、 第五十四条の四第三項、 第四十五条の三十二第三項 般社団法人及び一 第四 第四十六条の二 十五五 電磁的 第四 条の 十五 反して、 記録に 第五十 + 第五 条 般

又は虚偽の届出をしたとき。四年四十五条の三十六第四項の規定に違反して、届出をせず、

五 (略)

六 三項、 十項 若しくは第五十四条の十一 法律第百九十四条第二項の規定に違反して、 十四条第一項、 第一項、 しくは第二項、 第三十四条の二第 第四十五条の十五第 第四十六条の二十六第一 1 て準 第四十五条の三十四 用する一 第五十四条の四第二項、 項、 般社団法人及び 第二項の規定又は第四十五条の 項、 第四十五 項、 第四十五条の三十二第 一条の十 第一項、 第五 第五 般財団法人に関する 一十一条第一項、 第二項 帳簿又は書類若し 一十四条の七第 第四十六条の二十 一項 九第 第五 項

別表 第百六十六条 する。 項若しくは第四項の規定に違反した者は、 七 十二 第五十六条第一項 八~十一 略 妨げ、若しくは忌避したとき。 若しくは虚偽の報告をし、 産手続開始の申立てを怠つたとき。 を含む。 磁的記録を備え置かなかつたとき。 百九十四条第二項の規定に違反して、 (第百五十 第四十六条の二第二項 以下この号において同じ。 )又は第四十六条の十二第 (略) 第二十三条、 条関係) 略 (第百四十四条において準用する場合を 第百十三条第四項又は第百三十条第三 (第百四十 又は同項の規定による検査を拒み、 )の規定による報告をせず、 一項の規定に違反して、 条において準用する場合 帳簿又は書類若しくは電 十万円以下の過料に処 破 別表 第百三十四条 者は、 七 十二 第五十六条第一項の規定による報告をせず、 八~十一 略 の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、 違反して、破産手続開始の申立てを怠つたとき。 くは電磁的記録を備え置かなかつたとき。 は忌避したとき。 (第百二十七条関係) 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十二第一 十万円以下の過料に処する。 (略) 第二十三条又は第百十三条第四項の規定に違反した (略) 妨げ、若しく 若しくは虚偽 項の規定に

(傍線)
$\mathcal{O}$
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

した。(十名・10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	まと算覧と言いながら、参叩し、共告上も也成出 共団体の責務) 共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を 本団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を るに当たっては、障害者その他の者の福祉に関す るに当たっては、障害者その他の者の福祉に関す を	
(認知症に関する施策の総合的な推進等) 第五条の二 国及び地方公共団体は、認知症 所に支障が生じる程度にまで記憶機能及び下した状態をいう。以下同じ。)に対する 下した状態をいう。以下同じ。)に対する で、診断及び治療並びに認知症である者の大援に対し 保健医療サービス及び啓発に努めなければ、関する知識の普及及び啓発に努めなければ、関する知識の普及及び啓発に対して、認知症である者のが、診断及び治療並びに認知症である者のが、診断及び治療並びに認知症である者のが、診断及び治療並びに認知症である者のが、診断及び治療並びに認知症である者のが、診断及び治療並びに認知症である者のが、診断及び治療並びに認知症である者のが、診断及び治療並びに認知症である者の支援並びに認知症である者のを提供が、診断及び治療並びに認知症である者の支援が必ずが、診断及び治療がでは、認知症である者の支援が変が、対して、認知症である者の支援が必ずが、対し、認知症である者の支援が必ずが、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	現 (国及び地方公共団体の責務) (国及び地方公共団体の責務) 第五条 (略) (国及び地方公共団体は、前項の包括的に推進するに当たっては、 つった (国及び地方公共団体の責務) 現 (国及び地方公共団体の責務) も (国及び地方公共団体の責務)	
図るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関連ない。以下同じ。)に対する国民の関心及び理解を知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症の予及び治療並びに認知症である者への支援が適切に行われるよう、認知症の予及び治療並びに認知症である者の支援が適切に行われるよう、認知症の予及び治療並びに認知症である者の支援が適切に行われるよう、認知症の予したが生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低態をいう。以下同じ。)に対する国民の関心及び理解をが生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低態をが生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低態をが生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低態を対して認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質がより、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質がより、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質が、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質が、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質が、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質が、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質が、認知症である者の支援に係る人材の確保及び資質が、認知を表し、認知を表し、認知を表し、認知を表し、認知を表し、認知を表し、認知を表し、認知を表し、認知を表し、認知を表し、認知を表し、というに、認知を表し、というに、というには、認知を表し、というには、認知を表し、というには、認知を表し、というには、というは、というは、というには、というには、というには、というには、というには、というには、というは、というには、というには、というには、というには、というには、というは、というは、というは、というは、というは、というは、というは、という	機的な連携を図るよう努めなければならない。公共団体は、前項の規定により同項に掲げる施策を公共団体の責務)	

ければならない。

3 総 るために必要な措置を講ずることその他の認知症に関する施策を 合的に推進するよう努めなければならない。 制 及び 認 を 知症 整備 地 である者の支援に係る人材の確保及び資質の向上を図 すること 方公共団 体 認知 は 症 地域における認知症である者 である者を現に介護する者の支援並 の支援

生することができるように努めなければならない。 知症である者が地域社会において尊厳を保持しつつ他の人々と共知症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するとともに、認知 国及び地方公共団体は、前三項の施策の推進に当たっては、認

第八条 (略)

2

介護看護 あって、 わ その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行 介護を受けるもの 働省令で定める施設における居室を含む。 老人ホーム(以下 規定する軽費老人ホーム、 (老人福祉法 この法律において「訪問介護」とは、 れる入浴、 問 介護に該当するものを除く。 厚生労働省令で定めるもの (第十五項第二号に掲げるものに限る。 排せつ、 (昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に 「有料老人ホーム」という。) その他の厚生労 (以下「居宅要介護者」という。) について、 食事等の介護その他の日常生活上の世話で 同法第二十九条第一項に規定する有料 (定期巡回・ をいう。 要介護者であって、 以下同じ。)において 随時対応型訪問 又は夜間対応

3 29 (略

(指定の取消し等)

第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合

する施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

新設

ばならない。 症である者及びその家族の意向の尊重に配慮するよう努めなけれ 国及び地方公共団体は、前項の施策の推進に当たっては、認知

3

第八条 (略)

2 ものに限る。 その他の日常生活上の世話であって、 含む。 」という。)その他の厚生労働省令で定める施設における居室を の他政令で定める者により行われる入浴、 護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士そ 老人ホーム 規定する軽費老人ホーム、 (定期巡回 をいう。 (老人福祉法 この法律において「訪問介護」とは、 以下同じ。)において介護を受けるもの (第十一項及び第二十一項において「有料老人ホーム 随時対応型訪問介護看護(第十五項第二号に掲げる (昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に 又は夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。 同法第二十九条第一項に規定する有料 厚生労働省令で定めるもの 要介護者であって、 排せつ、 (以下「居宅要介 食事等の介護

3 29 (略

(指定の取消し等)

| 第七十八条の十 | 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合

の全部若しくは一部の効力を停止することができる。条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二

√十二 (略)

条第十八項の規定による通知を受けたとき。十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九

十四~十六 (略)

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 (略

2~4 (略)

、適切かつ有効に実施するよう努めるものとする。 第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し 市町村は、地域支援事業を行うに当たっては、第百十八条の二

6 号において同じ。 事業及び国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の心 被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、 及び社会的な特性を踏まえ、 という。 いて同じ。 八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。 る高齢者保健事業をいう。 高 の特性に応じた事業 市 町村は、 齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一 <u></u> )との連携を図るとともに、 地域支援事業を行うに当たっては、 体的に実施するよう努めるものとする。 )を行う後期高齢者医療広域連合 (同号において 以下この条及び第百十七条第三項第九 地域支援事業を効果的かつ効率的で 「国民健康保険保健事業 高齢者の身体的、 以下この条にお 高齢者保健事業 (同法第四十 高齢者保健 項に規定す 精神的 5

の全部若しくは一部の効力を停止することができる。条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二

一~十二 (略)

条第十六項の規定による通知を受けたとき。十三、指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九

十四~十六 (略)

(地域支援事業)

第百十五条の四十五 (略)

2~4 (略)

(新設

健康保険保健事業」 身の特性に応じた事業 号において同じ。)を行う後期高齢者医療広域連合 のとする。 事業及び国民健康保険法第八十二条第三項に規定する高齢者の 被保険者の状況に応じたきめ細かなものとするため、 及び社会的な特性を踏まえ、 いて同じ。 八条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。 る高齢者保健事業をいう。 (高齢者の医療の確保に関する法律第百二十五条第一項に規定す 市 町 村 は、 )との連携を図るとともに、 地域支援事業を行うに当たっては、 という。 (第百十七条第三項第六号において 以下この条及び第百十七条第三項第六 地域支援事業を効果的かつ効率的で と 体的に実施するよう努めるも 高齢者の身体的、 以下この条にお 高齢者保健事 (同法第四十 高齢者保健 精神的 玉 民 心

8 6 市町村は、 (略)

9 7

市

町

村は、

第

六項

の規定により地域支援事業を実施するため、

8

略

8 市町村は、第五項の規定により地域支援事業を実施するため、

用 第 が保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サ 前 録又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報を併せて活 することができる。 ビスに関する情報、 項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、 項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記 高齢者の医療の確保に関する法律第十八条 自ら

10 略

市 町 村 介護保険事業計

2 第百十七条 略) 略

3 ほ か、 町村介護保険事業計画においては、 次に掲げる事項に 略 0 いて定めるよう努めるものとする。 前項各号に掲げる事項 0

項 率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事 援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効 介護支援専門員そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 介護 給 付 等 対象サー ピ ス及び地域支

五 · 六 略

援に関う 関する施策の総合的な推 の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に 認知 する事 症 で ある被保険者 項 教育 進に関する事項 地域づくり及び  $\mathcal{O}$ 地域に おける自立 雇用に関する施策その した日常生活 の支

び 条第 六号) おいて 高 前 齢 項 者 第 第七 0 項 「登録住宅」という。 号 居  $\mathcal{O}$ 条第五項 住 規定による届 0  $\mathcal{O}$ 区域ごとの当該区域における老人福祉 安 定 に規定する登録住宅 確 保に 出 . 関 が行 のそれぞれの入居定員総数 る法律 わ れて いる有料 伞 (次条第) 成 + 老人 一年法律第一 一項第六号 ホ 法第二十 ム及

> 用することができる。 録又は国民健康保険法の規定による療養に関する情報を併せて活 第一項に規定する特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記 が保有する当該被保険者に係る保健医療サービス若しくは福祉サ ビスに関する情報、 項の規定により提供を受けた情報又は記録の写しに加え、 高齢者の医療の確保に関する法律第十八条 自ら

前

9 略

(市町村介護保険事業計

第百十七条 略

2 (略

3

ほか、 市町村介護保険事業計画においては、 次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 前項各号に掲げる事項

略

(新設

四• 五 略

(新設

(新設

特定施設入居者生活 は 次条第三項第六号にお 条第 兀 介 護 + 項 条 防 本文の指 第 特 定 項 施 設入居 介護 本 定を受け 文 いて同じ。 第 者 地 匹 域密着型特定 生 7 + 活 いな 介護 条 0  $\mathcal{O}$ t 事 業を 第 施設入居者生活介護 0) に係るものに限る 項 行う事業 本 文又は 不所に係 第

の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者援被保険者に係る医療その他の医療との連携に関する事項、高一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支土地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康保険保健事業の

4 れなけ 造 対象サー 0 市 変化 町 ればならない。 村 ビスの利用に関 0 介護保険事業計 見 通 L 要介護者等の する意向その他の事情を勘案して作成さ 画 は、 当該市町村の区域における人口構 人数、 要介護者等の介護給付等

5~9 (略)

10

する市 他 第四条の二第一 け 祉 れ 又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでな の法律の規定による計画であ 市 ば 町 ならない。 町村地域福祉計 村介護保険事業計 項に規定する市 画 画 は、 高齢者の居住の安定確保に関する法律 町村高齢者居住安定確保計画その 社会福祉 って要介護者等の保健 法第百七条第一 医療、 項に規定 福

11 ~ 13 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

2 (略)

第

首十

八条

略

大 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のための他の被保険者の一体的な実施に関する事項、居宅要介護被保険援に関する事項、地域支援事業と高齢者保健事業及び国民健康必要な事項

る意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関す市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護

4

5~9 (略)

10 ものと調和が保たれたものでなければならない て要介護者等の保健、 村高齢者居住安定確保計画その する市町村地域福祉計 (平成十三年法律第二十六号) 市町村介護保険事業計 医療、 画 画は、 高齢者の居住の安定確保に関する法律 福祉又は居住に関する事項を定める 他の法律の規定による計画であ 第四条の二第一項に規定する市町 社会福祉法第百七条第一 項に規 0 定

11 13 (略

第百十八条 (略) (都道府県介護保険事業支援

2 (略)

る。
事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとす
事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとす
3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる

## ·二 (略)

率化及び質の向上に資する事業に関する事項 援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効ニ 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支

## 四・五 (略)

び登録住宅のそれぞれの入居定員総数れ条第一項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及が、前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十

#### 4 11 (略)

第百十 析を行 に掲げる事項に関する情報 健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、 道府県介護保険事業支援計画の作成、 表するよう努めるものとする。 第四号に掲げる事項について調査及び分析を行い 市 )のうち 八条の二 町村介護保険事業計 その結果を公表するものとするとともに、 第 厚生労働大臣は、 号及び第 画の作成等のための調査及び分析等) (以下「介護保険等関連情報」という 一号に掲げる事項について調査及び分 市町村介護保険事業計画及び都 実施及び評価並びに国民 その結果を公 第 二号及び 次  $\mathcal{O}$ 

## ·二 (略)

提供される当該サー 訪問 項 スを利用 介 護 す る要 訪 問 介護 入浴介護その他 ビスの 者 等 内容その  $\mathcal{O}$ 心 身  $\sigma$ の厚生労働省令で定めるサー 状況等、 他の厚生労働省令で定める 該要介護者等に

四 地域支援事業の実施の状況その他の厚生労働省令で定める事

事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとす3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる

#### 一・二 (略)

る事項 後事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関す 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支

## 四·五(略

(新設)

## 4~11 (略)

。)について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとす道府県介護保険事業支援計画の作成、実施及び評価並びに国民のに掲げる事項に関する情報(以下「介護保険等関連情報」というに掲げる事項に関する情報(以下「介護保険等業計画及び都第百十八条の二 厚生労働大臣は、市町村介護保険事業計画及び都のに、市町村介護保険事業計画の作成等のための調査及び分析等)

## 一·二 (略

(新設)

#### (新設)

項

- 2 なけ 市 ればならな 項 町 に関 村 は、 する情報 厚 生労働大臣に対 を 厚生労働省令で定める方法により提供 Ĺ 前 項第 号 及び第一 一号に掲げ L
- る方法により提供するよう求めることができる。 業を行う者に対し、介護保険等関連情報を、厚生労働省令で定め村、介護サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市町

第百二十二条の二(略

2

略

3 号に係る部  $\mathcal{O}$ 額 は、 額 項の規定により交付する額 総額 各 市 町村  $\mathcal{O}$ 分に限る。 百分の五に相当する額とする。 の介護予防 の規定により交付する額を含む。 ・日常生活支援総合事業に要する費用 (社会福 祉法第百六条の八 (第 の総

4 (略)

(市町村相互財政安定化事業)

第百四十八条 (略)

2 らば、 同 険料率により算定した保険料額によって保険料を課するとしたな 施 る三年を一期とする期間をいう。 化事業を実施する期間として特定市町村が次項の規約により定め 期間に のそれぞれが、 前 (以下この条及び次条第二 項の調整保険料率は、 当該特定市町村につき事業実施期間 において収納される保険料の おける当該特定市町村の介護給付及び予防給付に要する それぞれの第 市町 項において「特定市町村」という。 村 一号被保険者に対し、 以下この項及び第四項において 相 互財政安定化事業を行う市 額の 合計額が、 (市町村相互財政安定 当該調整保 当該事業実 町

労働省令で定める方法により提供しなければならない。
2 市町村は、厚生労働大臣に対し、介護保険等関連情報を、厚生

により提供するよう求めることができる。町村に対し、介護保険等関連情報を、厚生労働省令で定める方法厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市

3

第百二十二条の二(略)

2 (略)

3

する額とする。 日常生活支援総合事業に要する費用の額の総額の百分の五に相当前項の規定により交付する額の総額は、各市町村の介護予防・

4 (略)

(市町村相互財政安定化事業)

第百四十八条 (略)

2

らば、 同じ。 村 施期間における当該特定市町村の介護給付及び予防給付に要する る三年を一期とする期間をいう。 化事業を実施する期間として特定市町村が次項の規約により定め 険料率により算定した保険料額によって保険料を課するとしたな のそれぞれが、それぞれの第一号被保険者に対し、 前 (以下この条及び次条第二項において 項の調整保険料率は、 当該特定市町村につき事業実施期間 において収納される保険料の額の 市町村相互財政安定化事業を行う市 以下この項及び第四 「特定市町 合計額が、 (市町村相互財政安定 当該事業実 「項において 当該調整保 とい , う。

費用 社会福: び第四項、 事業に要する費用の額につき第百二十二条の二第一項、 第百二十四条第一 及び第四項並びに第百二十六条第一項の規定により、 る額を除く。 都道府県 百二十一条第一項、 の額 市 及び第百 祉 町 法第百六条の 村 (当該介護給付及び予防給付に要する費用の額に 市町村の一般会計及び支払基金が負担し、 の 一 第百二十三条第三項及び第四項、 六条の九 般会計及び支払基金が負担し、 地域支援事業に要する費用の額 項及び第百二十五条第 第百二十二条第一項、 ( 第 ( 第 号及び第二号に係る部分に限る。 号から第三号までに係る部分に限 一項の規定により、 第百二十三条第 第百二十四条第三項 又は交付する額 (当該地域支援 国 又は交付す 第二項及 都道府 一つき第 国 項、

、当該特定市町村が政令で定める基準に従い定めるものとする。要する費用の額の合計額と均衡を保つことができるものであって金拠出金の納付に要する費用の額並びに基金事業借入金の償還に)の規定により交付する額を含む。)を除く。)、財政安定化基

附則

3

8

略

第十三条 応じ、 定にかかわらず、 条第一 当該各号に定める額とする。 項の概算納付金の額は、 令 和 元 年度に 次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区 おける被用 第百五十二条第一 者保険等保険者に係る第百 項第一号の規 一分に 五十

当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除し生労働省令で定めるところにより算定した令和元年度における一一概算負担調整基準超過保険者(概算総報酬割納付金の額を厚

除く。 び第四項、 従 とができるものであって、 基金事業借入金の償還に要する費用の額の合計額と均衡を保つこ 及び第四項並びに第百二十六条第一項の規定により、 事業に要する費用の額につき第百二十二条の二第一項、 る額を除く。)、地域支援事業に要する費用の額 都道府県、 第百二十四条第一 費用の額 百二十一条第一 定めるものとする。 市町村の一 (当該介護給付及び予防給付に要する費用の 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の 第百二十三条第三項及び第四項、 市町村の一般会計及び支払基金が負担し、又は交付す 項、 般会計及び支払基金が負担し、 項及び第百二十五条第一項の規定により、 第百二十二条第一項、 当該特定市町 村が政令で定める基準に 第百二十三条第 第百二十四条第三項 又は交付する額をにより、国、都道府 (当該地域支援 額につき第 額並びに 第二項及 玉

3~8 (略)

附則

算定の特例) (平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の

分に応じ、当該各号に定める額とする。の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区五十一条第一項の概算納付金の額は、第百五十二条第一項第一号第十三条 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第百

ける当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で生労働省令で定めるところにより算定した平成三十一年度にお概算負担調整基準超過保険者(概算総報酬割納付金の額を厚

 $\mathcal{O}$ て得た額 う。 との合 額 から負担 次号及び第 が概 額 算負 を補 調整対象見込額を控除して得た額と負担調整 正後概算加入者割納付金の額との合計 五. 担 項において同じ。 調整基準額を超える被用者保険等保険 概算総報酬 割 納 見込 者を 付 金

### 二 (略)

2 年度における第 を 七 用 る第二号に掲げる額を乗じて得た額とする いう。 項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付 者保険等保険者に係る補 項各号の概算 第六項において同じ。 一号に掲げる額で除して得た数に、 総 報 酬 割 正 納 前概算納付金総額 付 金 に四分の三を乗じて得た額を同 一の額 は、 令 和 元年度における被 (附則第十 同年度におけ 金総額 条第

## ·二 (略)

- に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額の見込額3 第一項第一号の概算負担調整基準額は、令和元年度における各
- 4 保険者 した合 総報酬割 額を控除して得た額とする 項 の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得 和 第 元年度における当該被用者保険等保険者に係る第一 納 付金 号の負担調整対象見込額は、 の額から厚生労働省令で定めるところにより算定 第一 一項に規定する概算 一号被
- 5 に 込 算負担 数をいう。 お 額 の総 ける全ての被用 項各号の負担 調整基準 (附則第 額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度 以下この項及び次項において同じ。 超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見 条第 者保険等保険者に係る補正後第 調整見込額 八項に規定する補正後第一 は、 令 和 元年度に おける全ての概 一号被保険者見 の総数で除し 一号被保険者

5

見込額との 付 者をいう。 除 金の額から負担 して得た額が概算負担 合計額と補正後概算加入者割納付金の額との 次号及び第五項におい 1調整対象見込額を控除して得た額と負担 .調整基準額を超える被用者保 て同じ。 概算総報 険等保険 뺆 割 調 整 納 額

### 一 (略)

2

おける第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。 を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、 総額をいう。 条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補 る被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額 前項各号の 第六項におい 概算総報酬 割 て同じ。 納付金の額は、 に四分の三を乗じて得た額 平成 三十 正前概算納付金 (附則第十 年 十度にお 同年度に

## ·二 (略)

- 4 3 号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準 込額、 て得た額を控除して得た額とする。 した平成三 総報酬割 る各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険 る各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準 給付に要する費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。 第一 第一 項第一号の 項第一号の 厚生労働省令で定めるところにより算定した同年 納 + 付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定 一年度における当該被用者保険等保険者に係る第1 負担 概算負担 1調整対象見込額は、 1調整基準額は、 第二項に規定する概算 平成三十 報酬総額 一年度にお ・度におけ -額を乗じ  $\mathcal{O}$ 見
- 者見込数をいう。 険 年 象  $\mathcal{O}$ -度における全ての 見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同 者見込数 概算負担調整基準 第一項各号の負担 (附則第十一条第八項 以下この項及び次項において同じ。 被用者保険等保険者に係る補 ·超過保険者に係る前項に規定する負担 ,調整見込額は、 に規定する補正後第一 平成三十 年度における全て 正後第 の総数で 一号被保険 二号被保 归調整対

込数を乗じて得た額とする。における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者見て得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度

6 保 ころにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係 同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被 お を 補 険者見込数の総数で除して得た額に、 ける被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に四分の 第 正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする 乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した 項各号の補正 後概算加入者割 納 付 厚生労働省令で定めると 1金の額 は 令 和 元年 度に

の特例)
(令和元年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の算定

第十四条 規 に応じ、 条第 定にかかわらず、 当該各号に定める額とする 項ただし書の確定納付金の額は、 令 和 元 年度に 次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分 おける被用者保険等保険者に係る第百 第百五十三条第 一号の 五十

た額がず 当 から負担 生労働省令で定めるところにより算定した令和 補正: 「該被用者保険等保険者に係る第 次号及び第五項において同じ。 定負担調整基準超過保険者 後 確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者を 調整 確 定 加 対象額を控除して得た額と負担 入者割 納 付 金の額との合計 (確定総報酬 一号被保険者 確定総報酬割納付金の 額 調整 割 の数で除して得 元年度における 納 近額との 付金 の額を厚 合計 いう 額 額

### 二 (略)

2 七 用 項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前 前 項各号 保険等保険者に 0 確 定 総 に係る補 報 酬 割 納 正 前 付 金の額 確定納付金総額 は、 令 和 元年度における被 (附則第十三 確定納付金総額 二条第

者見込数を乗じて得た額とする。年度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同

6

度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額に四 に係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。 るところにより算定した同年度における当該被用者保険等保険 号被保険者見込数の総数で除して得た額に、 した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二 分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定 第一項各号の補正後概算加入者割 納付 金  $\mathcal{O}$ 厚生労働省令で定め 額 は 平 成 +年

算定の特例)(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の

区分に応じ、当該各号に定める額とする。
号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第百五十三条第一第十四条。平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第百

計 いう。 生労働省令で定めるところにより算定した平成三十  $\mathcal{O}$ ける当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の て得た額が確定負担 **芸額と補** 額から負担 確定負担 次号及び第五項において同じ。 正 .調整基準超過保険者 後 確定加, |調整対象額を控除して得た額と負担 1調整基準額を超える被用者保険 入者割納付金の額との (確定総報酬 合計 確定総報酬 割納付 整額との 、等保険者を 金の 数で除 割納付金 年度にお 額 を 厚

### 二 (略)

2 条第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金 る被用者保険等保険者に係る補 前 項各号  $\mathcal{O}$ 確 定総報 뺆 割 納 付 正前 金 0) 領は、 確定納る 付金総額 平 成 干 (附則第 年度にお け

る第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度におけをいう。第六項において同じ。) に四分の三を乗じて得た額を同

## ·二 (略)

- 3 等 険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用 働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保  $\mathcal{O}$ 用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、 動向を勘案し、 項第一号の確定負担 政令で定める額とする。 調整基準 額 は、 令 和 元 年 度における各 厚生労
- 4 幡 除 者 の数に前項に規定する確 和 割 て得た額とする。 納 元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険 項第 付金 の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した 一号の負担調整対象額は、 定負担調整基準額を乗じて得た額を控 第二項に規定する確定 総報
- 5 する。 労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用 この 第十二条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。 額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度に 者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額と 全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数 担 項 整 及び次項におい 基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額 項各号の 負担調整 て同じ。 額 は、 令 の総数で除して得た額に、 和 元 年度における全ての における 確 (附則 厚生 以下  $\mathcal{O}$ 定 総 負
- 6 同 お 険者数の総数で除して得た額に、 を ける被用者保険等保険者に係る補 度に 乗じ 項各号 おける全ての被用者保険等保険者に て得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した 0 補 正 後 確定 加 入者 割 厚生労働省令で定めるところ 納 正 前 付 確定納付 金 並の額は、 係る補正 金総額に四分の 一後第一 和 元年度に

6

おける第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。を同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、同年度に総額をいう。第六項において同じ。)に四分の三を乗じて得た額

## · | (略)

3

- 費用等の動向を勘案し、政令で定める額とする。者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用名保険等保険者に係る第二号被保険者標準報酬総額、厚第一項第一号の確定負担調整基準額は、平成三十一年度におけ
- を控除して得た額とする。保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した働 第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報

4

- 被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た 額とする。 厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該 以下この項及び次項において同じ。 附則第十二条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。 ける全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数  $\mathcal{O}$ 定 総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同 第一項各号の 負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担 負担 一調整額は、 平 成三 干 の総数で除して得た額に、 年度における全ての ]調整対象 一年度にお 額 確
- 号被保険者数の総数で除して得た額に、 分 度における被用者保険等保険者に係る補正前に L 第一 た同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補 0 一を乗じて得た額を厚生労働 項各号の補 正後確定加入者割納付金の額は、 省令で定めるところにより 厚生労働省令で定めると 確定納付金総額に四 平成 三十 算定 年

5

正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。により算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補

る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。ころにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係

 $\bigcirc$ た同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(抄)(第四条関係)【公布日又は令和三年四月一日施行】)の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ

(傍線の部分は改正部分)

~26 (略) 令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。	17 5 令 26 で	をいう。	び機能訓練を行うことをいう。	17~26 (略) で定めるもの及
食事等の介	つ、	の世話であって厚生労働省令	その他の日常生活上の!	、食事等の介護そ
バデイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せ	人ご	当該施設において入浴、排せつ	ンターに通わせ、	デイサービスセ
生労働省令で定める施設又は同法第二十条の二の二に規定する老	生	条の二の二に規定する老人	る施設又は同法第二十条の二	労働省令で定める施設
,う。) であるものについて、老人福祉法第五条の二第三項の厚	<u>ر</u> د	老人福祉法第五条の二第三項の厚生	のについて、	う。) であるも
憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」と	憶機	状態(以下「認知症」とい	態として政令で定める状態	能が低下した状態と
脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記	< nv	り日常生活に支障が生じる程度にまで認知機	ょ	患その他の疾患に
であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づ	者で	の神経変性疾患、脳血管疾	ツハイマー病その他	者であって、アル
この法律において「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護	16	所介護」とは、居宅要介護	いて「認知症対応型通所介護」	16 この法律にお
15 (略)	3 5 15			3~15 (略)
眴対応型訪問介護に該当するものを除く。) をいう。	夜間		。)をいう。	するものを除く。
他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(	(I)	(夜間対応型訪問介護に該当	厚生労働省令で定めるもの(	あって、厚生労
他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護そ	他	の他の日常生活上の世話で	排せつ、食事等の介護その他	われる入浴、排
者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その	者」	いて介護福祉士その他政令で定める者により行	おいて介護福祉士その:	その者の居宅にお
以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護	む。	者」という。)について、	の(以下「居宅要介護者」という。	介護を受けるも
という。)その他の厚生労働省令で定める施設における居室を含	<u>ک</u>	む。以下同じ。)において	働省令で定める施設における居室を含む。	働省令で定める
老人ホーム(第十一項及び第十九項において「有料老人ホーム」	老	ーム」という。) その他の厚生労	「有料老人ホ	老人ホーム(以下
規定する軽費老人ホーム、同法第二十九条第一項に規定する有料	規定	同法第二十九条第一項に規定する有料	ホーム、	規定する軽費老人
(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に	(±/x)	三十八年法律第百三十三号)第二十条の六に	(昭和三十八年法律第百	(老人福祉法(
この法律において「訪問介護」とは、要介護者であって、居宅	2	、要介護者であって、居宅	いて「訪問介護」とは、	2 この法律にお
余 (略)	第八条			第八条 (略)
現		案	正	改

(市町村介護保険事業計画)

2 (略) 第百十七条 (略)

1 14 (各) ほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。3 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項の

一~三 (略)

国 率化及び質の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事 援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効 四 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支

五·六 (略)

関する施策の総合的な推進に関する事項その他の認知症に他の関連施策との有機的な連携に関する事項その他の認知症に援に関する事項、教育、地域づくり及び雇用に関する施策その接に関するを破保険者の地域における自立した日常生活の支

特定施設入居者生活介護 十六号) び高齢者 九条第一 る第四 又は介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係 において 十三条第 次条第三項第五号において同じ。 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十 + 項の規定による届出が行われている有料老人ホーム及 第七条第五項に規定する登録住宅 の居住の安定確保に関する法律 「登録住宅」 項 条 本文の指定を受けて 第 項 本文、 という。 第四 地域密着型特定施設入居者生活介護 + いな のそれぞれの入居定員総数 一条の いも (平成十三年法律第) 第 0 (次条第三項第五号 に係るものに限る 項本文又は第五

他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との九 居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者に係る医療その

(市町村介護保険事業計画

第百十七条 (略)

2 (略

ほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 市町村介護保険事業計画においては、前項各号に掲げる事項の

一~三 (略)

(新設

四•五 (略)

(新設

(新 設)

援に関する事項、居宅要介護被保険者及び居宅要支援被保険者認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支

六

常生活の支援のため必要な事項連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日

4 れなければならない。 造 対象サービスの利用に関 の変化の見通し、 市 町 村 介護保険事業計 要介護者等の人数、 する意向その他の事情を勘案して作成さ 画 は、 当該市町 要介護者等の介護給付等 対の区域における人口構

## 5~9 (略)

10 ければならない。 祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでな 他 第四条の二第 する市町村地域福祉計画 の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、 町村介護保険事業計 一項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その 画は、 高齢 社会福祉法第百七条第一 者の居住の安定確保に関する法律 医療、 項に規定 福

## 11~13(略)

(都道府県介護保険事業支援計画)

第百十八条 (略)

## 2 (略)

## · 二 (略)

率化及び質の向上に資する事業に関する事項援事業に従事する者の確保及び資質の向上並びにその業務の効三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支

#### 四 (略)

五 前項第一号の区域ごとの当該区域における老人福祉法第二十

ける自立した日常生活の支援のため必要な事項に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域におに係る医療その他の医療との連携に関する事項、高齢者の居住

る意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関す市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護

4

## 5~9 (略)

10

のと調和が保たれたものでなければならない。要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるもする市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第百七条第一項に規定

#### 11 13 (略)

(都道府県介護保険事業支援計画

## 2 (略)第百十八条

略

事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとす3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項各号に掲げる

## 一・二 (略)

る。

る事項 援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関す 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支

#### 四(略

(新設)

九 U 条第 登 録 住宅 項 0 の規定による届 それぞれ  $\mathcal{O}$ 入居定員総数 出 が行われて いる有料老人ホ ] 厶 及

#### *4 5* 9 (略)

10 たも 保計 に関する法律第四条第 に規定する都道府県地域福祉支援計 医 都道府県介護保険事業支援計 療、 のでなければならない。 画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健 福 祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれ 項に規定する都道府県高齢者居住安定確 画 は、 画 社会福祉法第百八条第 高齢者の居住の安定確保 項

#### 11 略

第百 を行 項について調査及び分析を行い、 に掲げる事項に関する情報のうち 健 とともに 道府県介護保険事業支援計画の作成、 康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、 十八条の二 市 町 村介護保険事業計 その結果を公表するよう努めるものとする。 第三 一号及び第四号に掲げる事項について調査及び分析 厚生労働大臣は、 画 の作成等のための調査及び分析等) その結果を公表するものとする 市町村介護保険事業計画及び都 第 実施及び評価並びに国民の 一号及び第一 一号に掲げる事 次

## (略

項 供される当該サービスの内容その他の厚生労働省令で定める スを利用する要介護者等の心身の状況等 問 介 護 訪 問 浴 介 一護そ  $\mathcal{O}$ 他 0 厚 生労 働 省令 「該要介護者等に 定 めるサー

#### 兀 域支援事 ·業の 実施 0 状況その 他 の厚生労働省令で定める事

2 る事項に関する情報を、 市項 町 村 は、 厚 生労働大臣に対 厚生労働省令で定める方法により提供し Ĺ 前 項 第 号及び 第 一号に 掲げ

#### 4 9 略

10 なければならない。 福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたもので に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画そ に規定する都道府県地域福祉支援計画、 の他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、 都道府県介護保険事業支援計画は、 社会福祉法第百八条第 高齢者の居住の安定確保 医療、

項

#### 11 略

第百十八条の二 果を公表するものとする。 に掲げる事項に関する情報について調査及び分析を行い 健康の保持増進及びその 道府県介護保険事業支援計画の作成、 (市町村介護保険事業計画の作成等の 厚生労働大臣は、 有する能力の維持向上に資するため、 市町村介護保険事業計画及び ため 維持向上に資するため、次実施及び評価並びに国民の の調査及び分析等) その結

## 略

(新設

#### (新設

2

に必要な情報を、 市 町 村 は、 厚生労働大臣に対し、 厚生労働省令で定める方法により提供しなけれ 前 項に規定する調査及び分析

なければならない。

う求めることができる。 析に必要な情報を、厚生労働省令で定める方法により提供するよ村及び介護サービス事業者に対し、第一項に規定する調査及び分3 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県、市町

#### 附則

の特例)
(令和元年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の算定

応じ、当該各号に定める額とする。
定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分に一条第一項の概算納付金の額は、第百五十二条第一項第一号の規第十一条 令和元年度における被用者保険等保険者に係る第百五十

当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で除し 生労働省令で定めるところにより算定した令和元年度における  $\mathcal{O}$ て得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険者を う。 との合計 額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整見込 概算負担調整基準超過保険者 次号及び第五項において同じ。) 額と補正後概算加入者割納付金の額との合計 (概算総報酬割 概算総報酬割納付金 納 付 金 の額を厚

### 二 (略)

2 度に 項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額を 前 一号に掲げる額を乗じて得た額とする おける第 保険等保険者に係る補 項各号の概算 第六項において同じ。 一号に掲げる額で除して得た数に、 総 報 酬 割 正 納 )に四分の三を乗じて得た額を同年 前 付 概算納付金総額 金の額は、 令 和 元年度における被 (附則第九条第七 同年度における

ばならない。

3

生労働省令で定める方法により提供するよう求めることができる町村に対し、第一項に規定する調査及び分析に必要な情報を、厚厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、都道府県及び市

#### 附則

算定の特例)(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る概算納付金の額の

分に応じ、当該各号に定める額とする。の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区五十一条第一項の概算納付金の額は、第百五十二条第一項第一号第十一条 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第百

見込額との 付金の額から負担調整対象見込額を控除して得た額と負担調整 者をいう。 生労働省令で定めるところにより算定した平成三十 除して得た額が概算負担調整基準額を超える被用者保険等保険 ける当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数で 概算負担調整基準超過保険者 次号及び第五項において同じ。) 合計額と補正後概算加入者割納付金の額との合計額 (概算総報酬 割 概算総報酬割納 納 付 金 一年度にお  $\mathcal{O}$ 額 を厚

## 二 (略)

2

ける第二号に掲げる額を乗じて得た額とする 同年度における第一号に掲げる額で除して得た数に、 額をいう。 第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総 る被用者保険等保険者に係る補正前概算納付金総額 前項各号の概算総報酬割 第六項において同じ。 納 付 金の額は、 に四分の三を乗じ 平成 三十 (附則第九条 年度におけ 同年度にお て得た額を

## ·二 (略)

- 3 被用者保険等保険者に係る第1 要する費用等 用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険給付 厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各 項 第 号の概算負担調整基準 の動向を勘案し、 一号被保険者標準報酬 政令で定める額とする。 額 は 令 和元年度における各 総額 の見 込額
- た額を控除して得た額とする。 保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じて得いた 令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定4 第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算
- 5 数を 数を乗じて得た額とする。 見込数 算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象見 おける当該被用者保険等保険者に係る補正後第一 における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者 込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度 た額に、 いう。 項各号の負担調整見込額は、 (附則第九条第八項に規定する補正後第1 以下この項及び次項において同じ。 厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度に 令 和 元 年度における全ての概 一号被保険者見込 一号被保険者見込 の総数で除して
- 6 る補 同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被 お ころにより算 険者見込数の総数で除 を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した ける被用者保険等保険者に係る補 正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。 項各号の補正後概算加 定した同 年度における当該被用者保険等保 して得た額に、 入者 割納 正 前概算納付金総額に四分の 付 厚生労働省令で定めると 金 一の額 は、 令 和 険者に係 元年度に

6

## ·二 (略)

- 3 給付に要する費用等の動向を勘案し、 る各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の見込数及び保険 认 る各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準 額、 項 厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度におけ 第一 号の 概算負担 ]調整基準 額 政令で定める額とする。 は、 平成 + 報酬 年 -度にお 総額  $\mathcal{O}$ 見 け
- て得た額を控除して得た額とする。号被保険者の見込数に前項に規定する概算負担調整基準額を乗じした平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二総報酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定第一項第一号の負担調整対象見込額は、第二項に規定する概算

4

- 5 度における当該被用者保険等保険者に係る補正後第一 険者見込数 見込数を乗じて得た額とする。 して得た額に、 見込数をいう。 年度における全ての 象見込額の総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同  $\mathcal{O}$ 概算負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担 第一 項各号の負担調整見込額は、 (附則第九条第八項に規定する補正後第二号被保険 厚生労働省令で定めるところにより算定した同 以下この項及び次項において同じ。 被用者保険等保険者に係る補 平成三十 年度における全て 正後第一 )の総数で除 一号被保険者 二号被保 調整対 年
- 分の一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定 度における被用者保険等保険者に係る補正前概算納 に るところにより算定した同年度における当該 号被保険者見込数の総数で除して得た額に、 第一 た同年度における全ての 係る補正後第二号被保険者見込数を乗じて得た額とする。 項各号の 補正後概算加入者割納付金の 被用者保険等保険者に係る補正 額は、 [被用者保険等保険者 厚生労働省令で定め 付金総額に四 平 成 後第一 年

令 令 例 和 元 年 度 の被用 者 保険等保険者に係る確 定 納 付 金 0 額 の算定

に応じ、当該各号に定める額とする。 規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の区分一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第百五十三条第一号の第十二条 令和元年度における被用者保険等保険者に係る第百五十

から負担調整対象額を控除して得た額と負担 生労働省令で定めるところにより算定した令 補正後 ||該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の数で除して得 次号及び第五項において同じ。 額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者を 確定負担調整基準超過保険者 確 定 加 入者割納付金の額との合計 (確定総報酬割 確定総報酬割納付金の 額 調整 和 納 元年度における 近額との 付 金の額を厚 いう 額 額

### 一 (略)

2 度における第 いう。 項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額を 用 者保険等保険者に係る補正前 一号に掲げる額を乗じて得た額とする。 項各号 第六項において同じ。  $\mathcal{O}$ 確 一号に掲げる額で除して得た数に、 定 総 報 酬 割 納 )に四分の三を乗じて得た額を同年 付 確定納付金総額 金 の額 は 令 和 元年度における被 (附則第十条第七 同年度における

## · 二 (略)

- 3 等 険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保険給付に要する費用 働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用者保  $\mathcal{O}$ 用者保険等保険者に係る第一 動 項第一 向 を勘案 号の確定 Ü 政令で定める額とする。 負 担調整基準 一号被保険者標準報酬総額 額 は 令 和 元年度における各 厚生労
- 酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した4 第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報

算定の特例)(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の(平成三十一年度の被用者保険等保険者に係る確定納付金の額の

区分に応じ、当該各号に定める額とする。
号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる被用者保険等保険者の五十一条第一項ただし書の確定納付金の額は、第百五十三条第一第十二条 平成三十一年度における被用者保険等保険者に係る第百

いう。 計額と補 生労働省令で定めるところにより算定した平成 の額から負担調整対象額を控除して得た額と負担 て得た額が確定負担調整基準額を超える被用者保険等保険者を ける当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険者の 確定負担調整基準超過保険者 次号及び第五項において同じ。) 正 |後確定加入者割納付金の額との合計 (確定総報酬割 確定総報酬割納付 I納付<sup>4</sup> 三十 金の 正額との 数で除 年度にお 額 を厚 金

## 二 (略)

2 ける第二号に掲げる額を乗じて得た額とする。 同年度における第 る被用者保険等保険者に係る補正前確定納付金総額 額をいう。 第七項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前: 前 項各号の 第六項において同じ。)に四分の三を乗じて得た額を 確定 総報 一号に掲げる額で除して得た数に 齫 割 納 付 金  $\mathcal{O}$ 額は、 平 成三 十 確定納付金総 (附則第十条 年度にお 同年度にお け

## 一・二 (略)

- 3 者保険等保険者に係る第二号被保険者の数及び保 費用等 生労働省令で定めるところにより算定した同年度における各被用 る各被用者保険等保険者に係る第二号被保険者標準 第一項  $\mathcal{O}$ 動向 〈第一号の確定負担 を勘案し、 政令で定め 1調整基準額は、 平成三 7 険 -報酬 給付に要する 一年度におけ 総額、 厚
- 酬割納付金の額から厚生労働省令で定めるところにより算定した4(第一項第一号の負担調整対象額は、第二項に規定する確定総報

除して得た額とする。 者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額を控令和元年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被保険

- 5 る。 働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被用者 第十条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。 全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数 額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における 担 保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額とす 項及び次項において同じ。 調 整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額の総 項各号の負担調整 額 は、 の総数で除して得た額に、 令 和 元年度における全ての 厚生労 以下こ 確 (附則 定 負
- 6 保 正 により算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係る補 同 お 険者数の総数で除して得た額に、 年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被 を ける被用者保険等保険者に 乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより算定した 項各号の 一号被保険者数を乗じて得た額とする。 補 正 一後確定 加 に係る補 入者割 厚生労働省令で定めるところ 納 正 前 付 金の額 確定納付金総額に四分の は 令 和 元年度に

6

を控除して得た額とする。保険者の数に前項に規定する確定負担調整基準額を乗じて得た額平成三十一年度における当該被用者保険等保険者に係る第二号被

5

- とする。 定負担調整基準超過保険者に係る前項に規定する負担調整対象額 用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数を乗じて得た額 生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該被 下この項及び次項におい 附則第十条第八項に規定する補正後第二号被保険者数をいう。 ける全ての被用者保険等保険者に係る補正後第二号被保険者数  $\mathcal{O}$ 総額を厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度にお 第一項各号の負担調整額 て同じ。 は、 平成三 0) 干 総数で除して得た額に、 年度における全ての 厚 以 確
- る補 ころにより算定した同年度における当該被用者保険等保険者に係 分の 度における被用者保険等保険者に係る補正前 号被保険者数の総数で除して得た額に、 した同年度における全ての被用者保険等保険者に係る補正 第一 一を乗じて得た額を厚生労働省令で定めるところにより 正後第二号被保険者数を乗じて得た額とする。 項各号の 補 正後確定加入者割納付金の 厚生労働省令で定めると の額は、 確定納付金総額に四 平成三十 算定 年

	4 3 2	 第 Δ	3 2 第	
(届出等)	~ 二一 ~ 7 業   次 都 ←	第二十条の九 (略) (都道府県老人福祉計画)		改
		<b></b>	措置に関する事項	正
	講ずる措置に関する事項 及び資質の向上並びにその 努めるものとする。		資質の向上並びにその の方策に関する事項 の方策に関する事項 る。	案
(届出等)	4~7 (略) 3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほかで、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。 一 (略)	第二十条の九 (略) (都道府県老人福祉計画) (略)	(市町村老人福祉計画) (新設) (新設) (新設) (新設)	現
	(に規定する事項のほか)		について定めるよう努めるも前項の目標のほか、同項の老	行

第二十. 事に、 者は、 であ 定める施設でないものをいう。 ることを約する場合を含む。 症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で 供与 同じ。 は つて厚生労働省令で定めるもの 食事の介護、 九 次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。 あらかじめ、 条 (他に委託して供与をする場合及び将来において供与をす )をする事業を行う施設であつて、 有料老人ホ 食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜 その施設を設置しようとする地の都道府県 ] A (老人を入居させ、 第十三項を除き、 以下同じ。 (以下「介護等」という。 を設置しようとする 老人福祉施設、 以下この条にお 入浴、 排せ つ若し 認知

略

(削る)

(削る) (削る)

削 る

(略

2 に変更を生じたときは、 都道府県知事に届け出なければならない 前 項の規定による届出をした者は、 変更の日から一月以内に、 厚生労働省令で定める事項 その旨を当該

3

4 は 所 道 在 府県 地 そ 0 0 知 市 旨 事 町 を は 村 長に 前 |該届出 項 通知しなければならな  $\mathcal{O}$ 規 12 係る有料老人ホー 定による届出 がさ れたときは、 σ) 設置予定地 遅

5 該有料老人ホー する 市 住宅を除 法 町 V' 律 疑 村 長 V' 爭 が は 成 あ る有 ムの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通 + 第 年 項 を発見したときは 料 老人 法 か 5 律 ホ 第 第 項 + A までの規定による届出 (高 号 齢 遅滞 第 者 七  $\mathcal{O}$ 条第 居 住  $\pm$  $\mathcal{O}$ そ 安定 項 旨 規定する 確保に関 がされて

> 事に、 者は、 定める施設でないものをいう。 ることを約する場合を含む。 であつて厚生労働省令で定めるもの くは食事の 症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で て同じ。)をする事業を行う施設であつて、老人福祉施設、 供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をす あらかじめ、 次の各号に掲げる事項を届け出なければならない。 介護、 食事の その施設を設置しようとする地の都道府県 提供又はその他の日常生活上必要な便 第十一項を除き、 以下同じ。 (以 下 )を設置しようとする 「介護等」という。 以下この条にお 認知 宜 知

第二十九条

有料老人ホーム

(老人を入居させ、

入浴、

排せ

つ若

(略)

条例、 定款その 他  $\mathcal{O}$ 基 本 約款

七六五四 事業開始の 予定年月日

施設 の管理 者 0 氏 名及び住所

施設にお て供与をされる介護等 0

略

2 更 府県知事に届け出なければならない を生じたときは、 前 項の規定による届出をした者は、 変更の日から一月以内に、 同 項各号に その旨を当該都道 掲げる事項に変

3 略

(新設

(新設)

#### 6 5 14 (略)

15 ときは、 項 たと認めるとき、 な行為をし、 ことを命ずることができる。 までの規定に違反したと認めるとき、 道 府県知事 当該設置者に対して、 又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をし は、 その他入居者の保護のため必要があると認める 有 料 老人ホ その改善に必要な措置をとるべき ムの設置者が 入居者の処遇に関し不当 第六項 から 第

#### 18 16 都道府県知

村長に通知しなければならない。 (地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。(地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。18 都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定

助を行うように努めるものとする。し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対よる命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生19 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十六項の規定に19

# 緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第三十四条の二 され 又は 項 生労働大臣が認める場合にあつては、 による認可 及び 道 有料 7 府県知事 いる事務 第 老人ホ 六項  $\mathcal{O}$ 取 0 は、 の規定により都道府県知事の権限に属するものと 消 権限に属するものとされている事務 第十八条第二項及び第十九条第一 ムの入居者の保護のため緊急の必要があると厚 しを除く。 養護老人ホー ) 又は第 ム若しくは特別養護老人ホーム 厚生労働大臣又は都道府県 一十九条第十二 項の規定により 項 (同項の規定 第十五

#### 4 \sqrt{12} (略)

13 きは、 とを命ずることができる。 と認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めると 行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をした までの規定に違反したと認めるとき、 都道 当該設置者に対して、 府県知事は、 有料老人ホ その改善に必要な措置をとるべきこ ] ムの 入居者の処遇に関し不当な 設置者が 第四 項 か 6 第 九 項

#### 

助を行うように努めるものとする。し、介護等の供与を継続的に受けるために必要な助言その他の援活の安定を図るため必要があると認めるときは、当該入居者に対よる命令を受けたとき、その他入居者の心身の健康の保持及び生17 都道府県知事は、有料老人ホームの設置者が第十四項の規定に

# (緊急時における厚生労働大臣の事務執行)

第三十四条の二 又は 生労働大臣が認める場合にあつては、 されている事務は、 項 都道府県知事の による認可の 、及び第十四 有料老人ホームの入居者の保護のため緊急の必要があると厚 頃 取消しを除く。 (の規定により都道府県知事の権限に属するものと 権限に属するものとされている事 第十八条第二項及び第十九条第一 養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム ) 又は第二十九条第 厚生労働大臣又は都道府県 務 項の規定によ + (同 項 項の 第十三 規定

知事が行うものとする。

2·3 (略)

は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 「項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十六

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。よる命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以第三十九条第十八条の二第一項又は第二十九条第十五項の規定に

をした者は、三十万円以下の罰金に処する。第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為

一 (略)

み、妨げ、若しくは忌避したとき。若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、の報告をし、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽一 第二十九条第十三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

三・四(略)

知事が行うものとする。

2 · 3 (略)

以下の罰金に処する。
項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円第三十八条(第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十四

金に処する。 よる命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十三項の規定に

をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

(略)

み、妨げ、若しくは忌避したとき。 若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、二 第二十九条第十一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

三・四 (略)

 $\bigcirc$ 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)(抄) (第六条関係) 【公布日施行】

第一条の二 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に第一条の二第一項各号」とする。	附則	改正案
新設)	附則	現
		行

 $\bigcirc$ 二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)(抄) (第七条関係) 【公布の日から起算して

(傍線の部分は改正部分)

同法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報(以下八十号)第十七条の規定により厚生労働大臣から委託を受けて法第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報(以下この項に法第十六条第一項に規定する医療保険等関連情報(以下この項に法の規定により厚生労働大臣から委託を受けて同いの場合の表別では、一個の表別では、「一個の表別では、	の分析等の推進第三章 国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報	第六章国民健康保険団体連合会の連結情報提供業務(第三十五第八章罰則(第四十条—第四十三条)第二章本一第三十七条)	四条)	第三章 国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報の分第一章・第二章 (略)目次	改正案
(新設)	(新設)	第六章 罰則(第三十四条—第三十六条)第五章 雑則(第三十三条)	第四章   社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務   第三章   特定民間施設の整備(第十二条—第二十二条)	第一章・第二章 (略)	現

記号・ 号等 保険法 百九十二 要な情報として厚生労働省令で定めるものの提供を求めることが 五十 規定する被保険者等記号・番号等、 金」という。 同じ。 等関連情報その他の情報であってその調査若しくは分析又は利用 百二十八号) 保険被保険者番号等 正 若しくは提供が国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資するも 又は利用若しく この項に 記号・番号等及び高齢者の医療の確保に関する法律第百六十一条 者等記号・番号等、 一十八年法律第二百四十五号)第四十五条第一項に規定する加入 として厚生労働省令で定める情報をいう。 確に 「連合会」という。 を提供 第 他 お |号) 第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会 番号等、 いて 玉 四条の一 連結するため、  $\mathcal{O}$ (昭和十四年法律第七十三号) 保健医 項 民健康保険法第百十 を収集する者として厚生労働省令で定める者 お 第百四十四条の二十四の二第 いて した上で に規定する被保険者番号等をいう。 「連結情報照会者」という。 第百十二条の二第 一第 又は国民健康保険法 地方公務員等共済組合法 は提供が行われる医療保険等関連情報 療等情報 「介護保険等関連情報」 国家公務員共済組合法 項に規定する被保険者等記号・ (健康保険法 社会保険診療報酬支払基金 保健医療等情報を正確 に対し、 (法律 条の二第 の規定に基づき調査若しくは分析 項に規定する組合員等記号・番 当該保健医療等情報に係る医療 (大正十 私立学校教職員共済法 (昭和三十三年法律第百九十 第百四十三条の二第 という。 (昭和三十七年法律第百 項に規定する組合員等 項に規定する被保険者 は 一年法律第七十号) (昭和三十三年法律第 以下この項において に連結するために必 次項において同じ 保健医療等情報を (以 下 番号等、 を収集する者 (以下この 介護保険 「支払基 ( 昭 和 船員

2

支払基金又は連合会は

前項の規定による求めがあったときは

65

条の三 供することができる。 受けて行う電子資格確認 教職員共済法第四十七条の三第 被保険者番号等を利用し 五十七条第 立学校教職員共済法第二十五条において準用する場合を含む。 の確保に関する法律第百六十五条の二第 法第二条第十二項、 分に限る。 一号又は第三号に係る部分に限る。 一号又は第三号に係る部分に限る。 項 国民健康保険法第三十六条第三項、 連結情報照会者に対 |項に規定する電子資格確認をいう。 第 (第 一第 項 一号又は第三号に係る部分に限る。 項 (第 項又は高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条 国家公務員共済組合法第百十四条の二第 地方公務員等共済組合法第百四十四条の三十三第 一号又は第三号に係る部分に限る。 国家公務員共済組合法第五十五条第一項 L (健康保険法第三条第十三項) 前項の厚生労働省令で定める情報を提 健康保険法第二百五条の四 項 (第 地方公務員等共済組合法第 国民健康保険法第百十三 船員保険法第百五十三条 一号又は第三号に係る部 項の規定により委託を の事務に係る医療保険 又は高齢者の医療 第 船員保険 私立学校 項 項 (第

なければならない。 を勘案して政令で定める額の手数料を支払基金又は連合会に納めを勘案して政令で定める額の手数料を支払基金又は連合会に納める。 前項の規定により情報の提供を受ける連結情報照会者は、実費

第四章 特定民間施設の整備

## 第十三条~第十七条 (略)

(整備計画の変更)

| 一項の法人を含む。) は、当該計画の認定を受けた整備計画の変界十八条|| 計画の認定を受けた者(その者の設立に係る第十四条第

第三章 特定民間施設の整備

## 第十二条~第十六条 (略)

(整備計画の変更)

一項の法人を含む。)は、当該計画の認定を受けた整備計画の変第十七条。計画の認定を受けた者(その者の設立に係る第十三条第

らない。更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければな

があった場合について準用する。
2 第十四条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請

## 第十九条・第二十条(略

(認定の取消し)

二十一条 (略)

2 第十七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する

## 第二十二条・第二十三条(略)

第五章 社会保険診療報酬支払基金の業務

## (支払基金の業務)

に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 三年法律第百二十九号)第十五条に規定する業務のほか、第一条第二十四条 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十

の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医同じ。)の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質認(同法第三条第十三項に規定する電子資格確認をいう。以下看護事業者(以下「医療機関等」という。)が行う電子資格確所若しくは薬局又は同法第八十八条第一項に規定する指定訪問機康保険法第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療

らない。更をしようとするときは、厚生労働大臣の認定を受けなければな

があった場合について準用する。
2 第十三条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請

## 第十八条・第十九条 (略)

(認定の取消し)

第二十条 (略)

2 第十六条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する

## 二十一条・第二十二条 (略)

第

第四章 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化

業務

## (支払基金の業務)

を達成するため、次に掲げる業務を行う。十九号)第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的。)は、社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二第二十三条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という

他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するたという。)が行う電子資格確認(同法第三条第十三項に規定す条第一項に規定する指定訪問看護事業者(以下「医療機関等」号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十八号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第八十八一一健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第三項各

補助

療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務二 第十二条第二項の規定に基づき情報を提供する業務

## (業務方法書)

2 第 を受けなけ 当該業務の開始前に、 る業務 る業務及びこれに附帯する業務 という。 略 五条 (以下「支払基金連結情報提供業務」 ればならない。 支払基金は、 並びに同条第二号に掲げる業務及びこれに附帯す 業務方法書を作成し、 前条の規定により行う同条第 これを変更するときも、 以下 医療機関等情報化補助業 という。 厚生労働大臣の認可 同様とする。 )に関し、 号に掲げ

## (区分経理)

、。 理と区分して、それぞれ特別の会計を設けて行わなければならな連結情報提供業務に係る経理については、その他の業務に係る経第二十六条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務及び支払基金

## (予算等の認可)

受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を連結情報提供業務に関し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金第二十七条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務及び支払基金

## 財務諸表等)

第二十八条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務及び支払基金

用を補助する業務めの医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費

(新設)

一 前号に掲げる業務に附帯する業務

## (業務方法書)

。これを変更するときも、同様とする。務方法書を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない等情報化補助業務」という。)に関し、当該業務の開始前に、業第二十四条 支払基金は、前条各号に掲げる業務(以下「医療機関

#### 2 (略)

(区分経理)

けて行わなければならない。ついては、その他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設第二十五条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に係る経理に

## (予算等の認可)

変更するときも、同様とする。開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の第二十六条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に関し、毎事

## (財務諸表等)

第二十七条 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に関し、毎事

その承認を受けなければならない。
成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作連結情報提供業務に関し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及

2 · 3 (略

(業務の委託)

に委託することができる。等情報化補助業務の一部を連合会その他厚生労働省令で定める者第二十九条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関

(余裕金の運用)

供業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。第三十条 支払基金は、次の方法によるほか、支払基金連結情報提

- | 国債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有
- 一 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金
- 受けた金 する法律 信託業務を営む金融機関 の金銭信 融機関を (昭和十八年法律第四十三号) 託で元本補塡の契約があるもの いう。 第三 (金融機関の信託業務の兼営等に関 十三 一条第三 一項第三号において同じ 第 条第 項の認可を
- ときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。2 厚生労働大臣は、前項第一号又は第二号の指定をしようとする

(報告の徴収等)

関等情報化補助業務に関し必要があると認めるときは、その業務る委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、医療機第三十一条 厚生労働大臣は、支払基金又は第二十九条の規定によ

月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならなり以て「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条にお業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条にお

.

2·3 (略)

(業務の委託)

会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合等情報化補助業務の一部を国民健康保険法(昭和三十三年法律第第二十八条 支払基金は、厚生労働大臣の認可を受けて、医療機関

(新設)

(報告の徴収等)

報化補助業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財を受けた者(以下「受託者」という。)について、医療機関等情第二十九条 厚生労働大臣は、支払基金又は前条の規定による委託

該受託業務の範囲内に限る。 状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当又は財産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその

2 厚生労働大臣は、支払基金について、支払基金連結情報提供業<br/>
2 厚生労働大臣は、支払基金について、支払基金連結情報提供業

は、これを提示しなければならない。その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるとき3 前二項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、

られたものと解釈してはならない。 4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認め

、社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

適用については、同法第十五条に規定する業務とみなす。業務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項の規定の第三十二条 医療機関等情報化補助業務及び支払基金連結情報提供

(医療情報化支援基金)

第三十三条 (1)

2

(略

余裕金を運用してはならない。
3 支払基金は、次の方法によるほか、医療情報化支援基金に係る

·二 (略)

るもの

三 信託業務を営む金融機関への金銭信託で元本補塡の契約があ

検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託産の状況に関する報告をさせ、又は当該職員に実地にその状況を

(新設

業務の範囲内に限る。

、これを提示しなければならない。の身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、そ

と解釈してはならない。 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたもの

3

2

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)

規定する業務とみなす。金法第三十二条第二項の規定の適用については、同法第十五条に第三十条 医療機関等情報化補助業務は、社会保険診療報酬支払基

(医療情報化支援基金)

2 第三十一条

3 支払基金は、次の方法によるほか、

医療情報化支援基金に係る

余裕金を運用してはならない。

一·二 (略)

るもの 受けた金融機関をいう。) への金銭信託で元本補塡の契約があする法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関

条第四項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用第三十七条 厚生労働大臣は、連合会について、連合会連結情報提供業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状代を検査させることができる。	ない。 「区分経理」 「区分経理」 「区分経理」	を行う。 「項の規定に基づき情報を提供する業務及びこれに附帯する業務 業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、第十二条第 第三十五条 連合会は、国民健康保険法第八十五条の三に規定する	第六章 国民健康保険団体連合会の連結情報提供業務	計に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。 業務及び支払基金連結情報提供業務に係る支払基金の財務及び会第三十四条 この法律に定めるもののほか、医療機関等情報化補助(厚生労働省令への委任)	4~6 (略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	働省令で定める。 業務に係る支払基金の財務及び会計に関し必要な事項は、厚生労第三十二条 この法律に定めるもののほか、医療機関等情報化補助(厚生労働省令への委任)	4~6 (略)

忌避したとき。	為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。   第四十一条   次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行	したときは、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 供業務又は連合会連結情報提供業務に関して知り得た秘密を漏らの職にあった者が、正当な理由がないのに、支払基金連結情報提第四十条 支払基金若しくは連合会の役員若しくは職員又はこれら	第八章 罰則	一部を補助することができる。 に対し、第十二条第二項の規定による情報の提供に要する費用の第三十九条 政府は、予算の範囲内において、支払基金又は連合会(政府の補助)	2 (略) 第三十八条 (略) (権限の委任)	第七章 雑則	する。
は忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。(新設)	<ul><li>、 ては可負う見ぎにより食気と巨み、ちげ、により報告を求められて、これに従わず、若し支払基金又は受託者の役員又は職員が、第二十</li></ul>	(新設)	第六章 罰則	(新設)	2 (略) 第三十三条 (略)	第五章 雑則	

定する目的を達成するため、 規定する業務及び第二十四条に規定する業務のほか、第一条に規 当分の間、 次に掲げる業務を行う。

- 一・二 (略)
- 2 務」という。 より行う同項各号に掲げる業務 十五条第一項中「(以下 並びに」とあるのは、 前項の規定により支払基金が同項の業務を行う場合には、 並びに前条の規定により行う」とする。 並びに附則第一条の二第 医療機関等情報化補助業務」という。 以下 医療機関等情報化補助業 項の規定に 第二

定する目的を達成するため、当分の間、 規定する業務及び第二十三条に規定する業務のほか、第一条に規 次に掲げる業務を行う。

一・二 (略)

2

十四条第一項中「前条各号」とあるのは、 条の二第一項各号」とする。 前項の規定により支払基金が同項の業務を行う場合には、 「前条各号及び附則第 第二

附則	改	
	正	
	案	
附則	現	
	行	(傍線部分は改正部分)

## -条 (施行期日) 次の各号に掲げる規定は、 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 それぞれ当該各号に定める日から施 ただし 行する。 (施行期日)

第

一 5 五 行する。 (略)

第三条の二の規定並びに附則第七条、

第十条及び第十一条の

令和四年四月

日

第六条の二 福祉士となる資格を有する者を除く。)は、 号までのいずれかに該当するに至った者(前条の規定により介護 間に社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三 定にかかわらず、当該該当するに至った日(以下「要件該当日」 起算して五年を経過する日(次項及び次条において「五年経過日 いう。)以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から この法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの )までの間、 介護福祉士となる資格を有する。 新法第三十九条の規

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。 次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施

### 一 <u>{</u> 五. (略)

六 規定 第三条の二の規定並びに附則第七条、 平成三十四年四月一日 第十条及び第十一条の

第六条の二 この法律の施行の日から平成三十四年三月三十 間、 する日(次項及び次条において「五年経過日」という。)までの 該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過 該当するに至った者(前条の規定により介護福祉士となる資格を での間に新法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに 該該当するに至った日(以下「要件該当日」という。)以後要件 有する者を除く。)は、 介護福祉士となる資格を有する。 新法第三十九条の規定にかかわらず、当 日

#### 2 略

2

略

#### 75

改正案	現	行
(認知機能検査)	(認知機能検査)	
第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第	第四条の三 第四条の規定による許可を受けようとする者で前条第	りとする者で前条第
一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五	一項の規定により許可申請書を提出した日における年齢が七十五	おける年齢が七十五
歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所在地を管轄する都	歳以上のものは、住所地又は法人の事業場の所	所在地を管轄する都
道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険	道府県公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険	により行う介護保険
法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する認	法(平成九年法律第百二十三号)第五条の二第一項に規定する記	第一項に規定する記
知機能(以下単に「認知機能」という。)に関する検査を受けな	憶機能及びその他の認知機能(以下単に「認知機能」という。)	知機能」という。)
ければならない。	に関する検査を受けなければならない。	
2 (略)	2 (略)	

(運転免許試験の免除) (選転免許試験の免除) (政令で定める運転免許試験を免除する。 一・二 (略) 三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつ 三 第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつに運転免許試験を受けることができなかつた者にあつてはに運転免許試験を受けることができなかつた者にあつてはに運転免許試験を受けることができなかつた者にあつてはに運転免許試験を受けることができなかつた者にあつてはに運転免許試験を受けることができなかつた者にあつてはに運転免許試験を受けることができなかつた者にあつてはに運転免許試験を受けることができなかつた者にあつてはられるののところにより対していた免許に係る運転免許試験(前条第一項その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項その者が受けていた免許に係る運転免許試験(前条第一項をおける年齢が七十五歳以上の者 公安委員会が内閣府令おける年齢が七十五歳以上の者 公安委員会が内閣府令おけるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項第十二号に掲げる認知機能(以下「認知機能検査」という。)及び当該認知機能検信以下単に「認知機能」という。)及び当該認知機能検急により行う介護保険法第五条の二第一項第十二号に掲げる認知機能は、以下「認知機能検査」という。)及び当該認知機能検によりで表示は、以下「認知機能検査」という。)及び当該認知機能検には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	
(略)	正
習 習 習 別 別 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所 所	案
(運転免許試験の免除)  (運転免許試験の免除)  (政令で定める者を除く。)で、その者の免許に運転免許試験を受けることができなかつた者に運転免許試験を受けることができなかつた者に運転免許試験を受けることができなかつた者に運転免許試験を受けることができなかつた者に運転免許試験を受けることができなかつた者に運転免許試験を受けることができなかつた者に運転免許試験を受けることができなかつた者に運転免許試験を受けることができなかつた者に運転免許試験を受けることができなかつた者に追する検査及び講習を内閣府令で定めるところによれる検査及び講習を内閣府令で定めるところによれる検査及び講習を内閣府令で定めるところによれる検査及び講習を内閣府令で定めるところによれる検査及び講習を内閣府令で定めるところによれる検査及び講習を所述ができなかったという。)のうち、次に掲げる運転免許試験(当時を受けていた免許に係る運転免許試験(当時を受けていた免許に係る運転免許試験(当時を受けるにより行う介護保険法第五条の二位の表別という。)に関する検査(以下「認知機能検査」に基づいて行うでは、運転免許試験であるところによりを経過しない。  「運転免許試験を受けることができなかったという。」の方によりを発過しないであるところによりを表別という。  「運転免許試験を免除する。」で、その者が受けていた免許に係る運転免許試験(当時を表別という。)に関する検査(以下「認知機能検査」では、対し、というでは、対し、というには、対し、対し、というには、対し、は、対し、というには、対しいいが、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対し、というには、対しいいるには、対しいいるには、対しいいるには、対しいいるには、対しいいるには、対しいいるには、対しいいるには、対しいるには、対しいいるには、対しいいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるには、対しいるいるには、対しいるいるには、対しいるいるには、対しいるいるには、対しいるには、対しいるいるには、はいるいるいるには、はいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるいるい	
一次の各号のいずれかに該当する者に対しては、そ 学に定める運転免許試験を免除する。 号に定める運転免許試験を免除する。 場一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者 かる者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一 かる者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一 かる者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一 かる者を除く。)で、その者の免許が第百五条第一 かんだ日から起算して一月)を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して一月)を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して一月)を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して一月)を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して一月)を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して一月)を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して一月)を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して三年を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して三年を経過しない場合に限り、 かんだ日から起算して一月)を経過しないもの(第 で定めるところにより受けたもの は、当 がれていた免許に係る運転免許試験(前条第一項第一 は及びその他の認知機能(以下単に「認知機能」と のたるで定めるところにより受けなかつた者 のにより受けなかつた者 のにより受けなかつた者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のにより受けなかった者 のによりでにより受けなかった者 のによりでによりでによりでによりでに のによりでによりでに のによりでによりでに のによりでに のによりでに のによりでに のによりでに のによりでに のによりでに のにまる のによりでに のにまる のによりでに のにまる のになる のになる のになる のになる のになる のにな	行

2 • 3	四 • 五	р •
(略)	(略)	か (略)

傍
線の
部部
分
は
改工
部部
分
$\overline{}$

改	現 行
第十七条の三十二 (略) (有料老人ホームの届出の特例)	第十七条の三十二 (略) (有料老人ホームの届出の特例)
除く。)を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出を2 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを	除く。)を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出を2 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを
する市町村の長を経由してすることができる。この場合においてする場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄	する市町村の長を経由してすることができる。する場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄
は、老人福祉法第二十九条第四項の規定は、適用しない。	
(有料老人ホームの届出の特例)	(有料老人ホームの届出の特例)
第十七条の四十 (略)	第十七条の四十 (略)
2 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを	2 前項の有料老人ホーム(指定都市等の区域内に所在するものを
除く。)を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出を	除く。)を設置する同項の実施主体は、同項の規定による届出を
する場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄	する場合には、当該届出を、当該有料老人ホームの所在地を管轄
は、老人福祉法第二十九条第四項の規定は、適用しない。する市町村の長を経由してすることができる。この場合において	する市町村の長を経由してすることができる。

 $\bigcirc$ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号) (抄)

)(附則第六条関係)【公布日施行】

(傍線の部分は改正部分)

前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保	 2 前	するものとされた旧介護保	前項の規定によりなおその効力を有するも
郊力を有する。	の効		力を有する。
ルを含む。) は、 <u>平成三十六年三月三十一日</u> までの間、なおそ	規定	一日までの間、なおその効	規定を含む。)は、令和六年三月三十
1)政の推進に関する法律の規定(これらの規定に基づく命令の	域行	れらの規定に基づく命令の	域行政の推進に関する法律の規定(こ
日十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広	第百	道州制特別区域における広	第百十一条の二の規定による改正前の
高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則	术	関する法律の規定及び附則	止、高齢者の養護者に対する支援等に
の規定、附則第百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防	法の	る改正前の高齢者虐待の防	法の規定、附則第百十一条の規定によ
ハ条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置	十六	雇用の促進に関する特別措置	十六条の規定による改正前の船員の雇
<b>뽜九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九</b>	則第	活保護法の規定、附則第九	則第九十一条の規定による改正前の生
門則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附	、附	船員職業安定法の規定、附	、附則第九十条の規定による改正前の
ハ十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定	第六	公務員等共済組合法の規定	第六十七条の規定による改正前の地方
八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則	+ /\	国家公務員共済組合法の規定、附則	十八条の規定による改正前の国家公務
<ul><li>改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五</li></ul>	よる	介護保険法の規定、附則第五	よる改正前の船員保険法の規定、旧介
<b>規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定に</b>	の 規	この規定、第二十条の規定に	の規定による改正前の国民健康保険法
<ul><li>改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条</li></ul>	よる	ける法律の規定、第十四条	よる改正前の高齢者の医療の確保に関
五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定に	第五	法の規定、第九条の規定に	第五条の規定による改正前の健康保険
<b>ポハ条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、</b>	法第	療養型医療施設については、	法第八条第二十六項に規定する介護療
.う。) 第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険	いう	指定を受けている旧介護保険	いう。)第四十八条第一項第三号の指
以正前の介護保険法(以下この条において「旧介護保険法」と	る改	おいて「旧介護保険法」と	る改正前の介護保険法(以下この条に
二十条の二 第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定によ	第百三十	行の際現に同条の規定によ	第百三十条の二 第二十六条の規定の施
健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)	(健	措置)	(健康保険法等の一部改正に伴う経過
所 則			阵 則
現		案	改正

ては、同日後も、なお従前の例による。までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付につい

3

(略)

険法第四十八条第一項第三号の規定により令和六年三月三十一日

3

一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付に険法第四十八条第一項第三号の規定により平成三十六年三月三十

ついては、同日後も、なお従前の例による。

 $\bigcirc$ 日 又は令和三年四月一日施行】 介護サービスの基盤強 化のため O介護保険法等の 部を改正する法律 (平成二十三年法律第七十二号) 抄) (附則第七条関係) 【公布

(傍線部分は改正部分)

第十条 8 3 5 7 2 第十三条 3 2 4 社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、 日までの間に申請をした場合には、 適用する。 有料老人ホームに施行日以後に入居した者に係る前払金について 受領する金品から適用する。 定する有料老人ホームについては、 老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出がされた同項に規 る部分に限る。 、老人福祉法の 特定登録者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条 特定登録者は、 老人福祉 老人福祉 (略) 附 略 略 則 (略 法第二十九条第十項の規定は、 法第二十九条第八項の規定は、 改 及び第四十八条の二第一 平成二十八年四月一日から令和九年三月三十 部改正に伴う経過措置 正 前項の規定にかかわらず、 平成二十七年四月一日以後に 一項の規定を適用する。 同条第一 施行日の前日までに旧 第三条 案 項に規定する (第三号に係 新 8 2 第十三条 3 2 第十条 4 3 7 る。 る有料老人ホームに施行日以後に入居した者に係る前払金につい 規定する有料老人ホームについては、 に係る部分に限る。 に受領する金品から適用する。 旧老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出がされた同項に 十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず て適用する。 (老人福祉法の一 特定登録者に対する新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条 新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、 特定登録者は、 新老人福祉法第二十九条第八項の規定は、 新老人福祉法第二十九条第六項の規定は、 (略) 附 略) 略 則 (略) 現 平成二十八年四月一日から平成三十九年三月三 部改正に伴う経過措置) )及び第四十八条の二第一項の規定を適用す 平成二十七年四月一日以後 施行日の前日までに 同条第一項に規定す 第三条 行 (第三号

を改正 0 あ 年 盤 十 条の二の規定による改正後 る指 三条第一 兀 五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一 祉  $\mathcal{O}$ 条第一 法等 強化 を除く。 つて、 法律第七十二号) 「介護福: 定 部を改正する法律 項 月三十 のための介護保険法等の する法律  $\mathcal{O}$ 研修課程を修了していないものを除く。  $\mathcal{O}$ 項に規定する特定登録者であつて、 同条第三項に規 項の規定の適用に 福 規 )」とする 部を改正する法律 祉 祉 定 士」とあるのは、 士  $\mathcal{O}$ 日までの間 (介護 適 (以 下 用 附則第十三条第一 に サービスの基盤強化 0 「平成十九年 (平成二十三年法律第七十二 定する指定研修課程を修了して 1 は、 7 の社会福祉士及び介護福祉士法附則第 ついては、 は、 (平成二十八年法律第二十 同項中 「介護福祉士 部を改正する法律 成 項に規定する特定登録者で 部改正法」という。 同年四月一日以後は、 一十八年四 介護福力 のための介護保険 同条第三項に規定す (介護サービスの基 )」とし、 祉 士」とあ 月 号) (平成二十三 日 附則第十 . 号) から令 ないも 社会福 る 第三 同項  $\mathcal{O}$ 第 部 和

る。 吸引その他 は、 び介護福! 祉 医 いう。)に対する新社会福祉士及び介護福祉 又は保証 師 次に掲げる者(次項及び第十 以下 社会福祉 祉 健 示 「喀痰吸引等」という。 社会 医療 士 の下に行わ のその者が日常生活を営む 法 第四 福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福 士及び介護福祉 とあるのは 十 八条の二 れるもの 第 社会福祉 士法第二条第 一項にお (厚生労働省令で定めるものに限 )を含む。 項の規定は、 のに必要な行為であ いて とし、 )」とあるのは 士法の適用につい 新 項中 新社会福祉 適 特定登録 「介護 用 L な って、 者」と (喀<sub>炸ん</sub>かくたん 士及 7

## (略)

成十九年一 成二 九 部改正法附則第六条の二第一項の規定により介護 年 匹 月 日 か ら令 和 九 年 月 + 日 まで  $\mathcal{O}$ 間に

> 同項中 法等の 者であつて、 則第十条第一項の規定の適用については、 第三条の二の いものを除く。)」とする。 十三年法律第七十二号) の基盤強化のための 会福祉法等の一部を改正する法律 定する指定研修課程を修了してい 第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、  $\mathcal{O}$ 第 - 第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の 十四四 部を改正する法律 は、 項 一部を改正する法律 年三月三十  $\mathcal{O}$ 「介護福祉士」とあるのは、 介護福祉 規 定 同条第三項に規定する指定研修課程を修了してい 規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附  $\mathcal{O}$ 適 用に 士 一日までの間は、 介護保険法等の一部を改正する法律 (以 下 (介護サー つい 附則第十三条第一項に規定する特定登録 ては、 (平成二十三年法律第七十二号) 附 「平成十九年一 ビスの基盤強化のための 、ないものを除く。)」とし、 平 (平成二十八年法律第二十一 同項中 -成二十八年四 「介護福祉士 同年四 部改正法」という。) |月一日以後は、 同条第一 福 月 (介護サービス 祉 士」とあ 日 三項 (平成二 5 んに規 平 号 社 な 則

9 る。 は、 び介護福祉 祉又は保健 医師の指 吸引その他 いう。)に対する新社会福祉士及び介護福祉士法の 次に掲げる者(次項及び第十一項において 以下 新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項 新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中 「喀痰吸引等」 示の下に行われるもの 士法 医 のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、 療 第四 とあるのは 十八条の二 という。 「社会福祉」とし、 第 (厚生労働省令で定めるもの )を含む。 項 の規定は、 )」とあるのは 「新特定登録者」と 中 適用 新社会福祉 適用につい 「介護 な 「社会福 (喀痰 に限 士及 って

#### (略)

間 に平成十九年一部改正法附則第六条の二第一項の規定により 九 炖 月 日 カン 6 平 成 应 年三 月 + 日 までの

するに一 福 士 祉 試験に合格した者を除 士となる資格 至 った日以後に介護福 を有 するに至 祉 士 った者であ  $\mathcal{O}$ 登 録を受けたも 0 て、 当該資格  $\mathcal{O}$ (介護福 を有

10 を 月三 した場合には 特定 <del>一</del> 年 匹 登 一録者に 月 日 ま 日 で 同 カ  $\mathcal{O}$ 項 間 いて ら 令 の規定は 前 は 和 十四四 項 第 平 成二十八年四 年 一号に掲げる者にあ 適用しな 月 十 日 月 ま 日 から令 っては 間 に申請 和 平成 九 年

### 11 (略

## 第十四条 (略)

略

3 2

る法律 条第一 平 する附則第十二条第 化 下 日 定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」 士 から 及び 第七十二号) 祉 喀痰吸引等」という。 同 成二十四年四 項 前 という。 護サー 項中 ため 士法 の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対 項 介護福 の規 令 項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」とあるのは 平 とある  $\mathcal{O}$ 和 附則第三条第 医師 介 兀 成二十三年法律第七十二号) ビスの基盤強化 定により新 護 年 祉 のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した次 附則第十四 保険 の指  $\mathcal{O}$ 月 士法附則第三条第 月 は 一日から平成二十八年三 法等 示 医師 + 項の規定により読み替えられた新社会福 社 の下に、 ) のうち」とし、 会福  $\dot{O}$ 項 条第 の指 日までの の規定の のための介護保険法等の 部を改一 祉 」とあるのは 宗の 一項の規定による認定を受けた者 士 及び介護福 の適用に 間 下に、 項の規定の 正 する法律 は、 附則第十四条第 介護サ 一月三十一日までの間 ついては、 新社会福祉士及び介護 同 項 律 医師 祉 適用 中 士法附記 平 と 医師の だっ 成二十三年法  $\mathcal{O}$ ピ 指 則第四 部を改正す ス 同年四月 「喀痰吸引 の基 V 示 項の規 指 ては、 0 下に 条第 宗の は

護福祉士試験に合格した者を除く。)を有するに至った日以後に介護福祉士の登録を受けたもの(介介護福祉士となる資格を有するに至った者であって、当該資格

10 九 年三 適用しな 特 月三十 定 登録者に 日 までの間 ついては、 に申請をした場合には、 平成二十八年四 月 日 前項の から 平成 対規定は

## (略

# 第十四条 (略)

#### 2 (略)

3 年法律第七十二号)盤強化のための介護 示の下に、 る法律 福祉 亚 日 条第二項に規定する喀痰吸引等研修の課程に応じて」 等」という。 士 する附則第十二条第一 定による認定を受けた者ごとに当該認定に係る」 「喀痰吸引等」という。 同項中 から 項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対 介護サー 成二十四年四 及び介護福 前 士法附則第三条第 項 苸  $\hat{O}$ (平成二十三年法律第七十二号) 成 規定により新社会福 「医師の指 -ビスの 十四四 とあるの 祉 のうち当該認定特定行為業務従事者が 介護保険 月一日から平成二十八年三月三十一日までの 士法附則第三条第一 年三 基盤強化のため 附則第十四条第一項の規定による認定を受け 示の下に、」とあるのは 月二 項の規定により は 項の )のうち」とし、 法等の 「医師の 干 規定の適用につい 祉士及び介護福! 日 部を改 指 Ó までの間は、 項の 介護保険法等の 示の 、読み替えられ 下に、 規定 附則第十四 正 する法は 新社会福祉士及び介護 「医師  $\mathcal{O}$ 祉 ては、 適用 士法附則 介護サー 同 と 項 律 条第 中 た新  $\mathcal{O}$ 伞 部を改 とあるの 修了した次 指 同 「医師 2年四 喀痰吸引 社会福 ビスの 第四 示の 項の規 ては、 正す 下に 間 条  $\mathcal{O}$ 月 基 は

法等の 修 年法律第七十二号) 規定の適用につ 条 為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研修の 示 による改正後の社会福祉 た者ごとに当該認定に係る」と、 強化 の課程に応じて」とあるのは 行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研 の下に、 の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の規定 程に応じて」とあるのは のための介護保険法等の 部を改正する法律 、」とあるのは いては、 附則第十四条第一項の規定による認定を受け 同年四月 「 医 師 士及び介護福祉士法附則第十条第 (平成二十八年法律第二十一号) 「喀痰吸引等のうち」とし、 がの指 「喀痰吸引等のうち」とする。 部を改正する法律 「喀痰吸引等のうち当該認定特 一日以後は、 示の下に、 同項中 介護サービスの基 (平成二十三 「医師の指 社会福祉 第五 項の

ごとに当該認定に係る」と、

「喀痰吸引等のうち当該認定特定

行

等研修の課程に応じて」とあるのは 定特定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引 受けた者ごとに当該認定に係る」と、 の基盤強化のための介護保険法等の一 の指示の下に、 項の規定の適用については、 規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法附則第十条第 第五条の規定による改正後の平成十九年一部改正法第三条の二の 福祉法等の一部を改正する法律 修の課程に応じて」とあるのは 定行為業務従事者が修了した次条第二項に規定する喀痰吸引等研 た者ごとに当該認定に係る」と、 十三年法律第七十二号)附則第十四条第一項の規定による認定を 」とあるのは 同年四月一日以後は、 「医師の (平成二十八年法律第二十一号) 「喀痰吸引等のうち」とし、 「喀痰吸引等のうち当該認定 「喀痰吸引等のうち」とする 部を改正する法律 指示の下に、 「喀痰吸引等のうち当該認 介護サー 同項中 (平成二 「医師 -ビス 社会

5 略

4

4

5

略

 $\bigcirc$ 医療保険制度の 適 正 か 0 効率的な運営を図るため O健康保険法等の 部を改正する法 律 (令和元年法律第九号)

抄)

(附則:

第八条関係

傍

線の

部分は

改正部分

【公布日施行】

第 第十 る法律の 条第十三項に規定する電子資格確認をいう。 に必要な費用その他」 条 各号に掲げる規定は、 施 実施に必要な物品その他 六号の改正規定を除く。 びに介護保険法第百十五条の四十五中第五項を第九項とし、 四条の改正規定、 除く。 第二十三条第一号中 ]則第 項 第一条の規定 行 条 附 この法律は、 第四条の規定、 .. の 一 の次に四項を加える改正規定及び同法第百十七条第三項第 同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第百 期 )、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規 日 則 地 (略) 改 条の一 域に 部を次のように改正する。 おける医療及び介護の総合的な確保の促進に関す 第 (健康保険法第三条第七項の改正規定を除く。 第十二条の規定 令 項 第 を加える。 和二 第六条の規定 「行う」の下に 当該各号に定める日から施行する。 )並びに第十四条中船員保険法第百十 一年四月一 号中 を加える。 正 「行う」 日から施行する。 (第五号に掲げる改正規定並 (第一号に掲げる改正規定を 「電子資格確認  $\mathcal{O}$ 下に 以下同じ。 「電子資格 案 ただし、 (同法第三 の実施 確認 第 次 第一条 第十 用その他」を加える。 条第十三項に規定する電子資格確認をいう。 る法律の一部を次のように改正する。 施 六号の改正規定を除く。)並びに第十四条中船員保険法第百十 びに介護保険法第百十五条の四十五中第五項を第九項とし、 四条の改正規定、 定、 除く。 次の各号に掲げる規定は、 第二十三条第一号中「行う」の下に 条 項 第一条の規定 行期日 附 この法律は、 第四条の規定、 の次に四項を加える改正規定及び同法第百十七条第三項 同法第八十五条の次に二条を加える改正規定及び同法第百 )、第九条中国民健康保険法第八十二条第二項の改正規 地 則 (略) 現 域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関 (健康保険法第三条第七項の改正規定を除 第十二条の規定 平成三十二年四月一日から施行する。ただし 第六条の規定 当該各号に定める日から施行する。 (第五号に掲げる改正規定並 (第一号に掲げる改正規定を 「電子資格確認 の実施に必要な費 行 (同法第三 第 す

百十二条第三 地方公務員等共済組合法 正 法 規定、 第百二十八号) 条第二項の改正規定 (昭 和二十八年法律第 附則第八条中国家公務員共済組合法 |項の改正規定及び附則第十四条の規定 第九十八条第二項の改正規定、 並 びに附則第七条中私立学校教職員共済 二百四十五号) (昭和三十七年法律第百五十二号) 第 第二十六条第三項の改 (昭和三十三年法 附則第九条中 令和二年

#### 兀 (略)

十

月一日

Ŧī. 項の改正規定、 及び第十五条 十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百四十五条第三 小の規定 第七条の規定及び第十二条中介護保険法第百六 和三年四月 日日 第五条、 第十二条

項を同条第三項とし同条第 改正規定並びに第十三条の規定 五条中高齢者 第二条中健康保険法第百五十条の二第二項の改正規定及び同 の医療 の確保に関する法律第十六条の二第二項 一項の次に一項を加える改正規定、 令和四年四月

> 正規定、 地方公務員等共済組合法 律第百二十八号)第九十八条第二項の改正規定、 法 百 十二条第三項の 条第二項の (昭和二十八年法律第 附則第八条中国家公務員共済組合法 改正規定並びに附則第七条中私立学校教職員 改正規定及び附則第十四条の規定 二百四十五号)第二十六条第三項 (昭和三十七年法律第百五十二号) 第 (昭和三十三年法二十六条第三項の改立学校教職員共済 附則第九条中 平成三十

#### 一年十月 日日

(略)

五四 項の改正規定、 及び第十五条の規定 十六条第三項の改正規定並びに附則第四条、 第五条中高齢者の医療の確保に関する法律第百四十五条第三 第七条の規定及び第十二条中介護保険法第百六 平成三十三年四月 一 日 第五条、 第十二条

六 第五条中高齢者の 項を同条第三項とし同条第一項の次に一項を加える改正規定、 0 第二条中健康保険法第百五十条の二第二項の改正規定及び 改正規定並びに第十三条の規定 医 位療の 確保に関する法律第十六条の二第 平成三十四年四月 一日 二項 同